

平成27年五條市議会第2回6月定例会（第2号）

日 時 平成27年6月4日（木） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	山 口 耕 司	1 五條市総合戦略策定について (1) 本市の取組の現状について (2) 目標について (3) 人口ビジョンの策定について (4) 戦略の策定について 2 生活困窮者自立支援について (1) 今年度からの取組について (2) 今後の取組について 3 介護保険について (1) 保険料の現状と今後の見通しについて (2) 高齢者のボランティア(地域活動)ポイント制度について 4 新庁舎建設について 5 地域公共交通について	市長・部長 部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	平 岡 清 司	1 災害時の避難情報と避難所について (1) 防災ガイドブックについて (2) 避難所の周知について (3) 防災訓練について	市長・部長
3	吉 田 正	1 空き家問題について (1) 空き家等対策の推進に関する特別措置法について 2 市営住宅の共益費について (1) 徴収方法について	市長・部長 市長・部長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
4	吉田雅範	<p>1 大塔町の復旧・復興について (1) 大塔保育所・デイサービスセンターの今後について</p> <p>2 五條市全域の買い物支援について (1) 高齢者・障害者の現在の買い物支援と今後の取組について</p> <p>3 子育て支援について (1) 子育て教室の整備について</p> <p>4 五條市新婚世帯住宅取得補助金について (1) 内容と期間について</p> <p>5 所信表明と議案説明について (1) 作成について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
5	牧野雅一	<p>1 南部振興基本計画との連携について (1) 大塔町の復興について</p> <p>2 訪れてみたくなる地域づくりについて (1) 吉野川周辺の利活用について (2) 五條新町通りについて (3) 大野屋について (4) ゾーン30・道路整備について (5) 無電柱化アンケート結果について (6) 観光周遊ルート確立について</p> <p>3 まちづくり構想(計画)について (1) “幻”の「五新鉄道」跡(新町)の利活用について (2) “幻”の「五新鉄道」跡(野原)の利活用について (3) 学校適正化の進捗について</p> <p>4 災害に強いまちづくりについて (1) 避難所の数及び設備ほかについて</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・教育長 部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	牧野雅一	<p>5 賃借料の公正化について (1) 土地の借上げ・買上げほかについて</p> <p>6 議会の決議・答弁について (1) 答弁の信ぴょう性ほかについて</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
6	養田全康	<p>1 これからの五條市の福祉行政について (1) 高齢者の福祉について (2) 障害者の福祉について</p> <p>2 教育の現状について (1) 小・中学校の新学期の状況について (2) いじめ・不登校児童生徒について (3) 中学校の部活動について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・教育長 部長</p>
7	大谷龍雄	<p>1 紀伊半島大水害の原因を掌握した水害防止対策について (1) 主要原因であった豪雨防止対策について (2) 上流ダムの緊急放流防止の要請について (3) 早めの避難勧告及び指示について (4) 水害発生後における緊急救援について</p> <p>2 紀伊半島大水害で被災された皆さんへの義援金及び寄附金の総額と分配及び使途の状況と市民への報告について</p> <p>3 自衛隊を海外の戦闘地域へ派兵する安全保障法制案の危険性と米軍と自衛隊の日本国内における訓練演習の危険性から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致の見直しについて (1) 安全保障法制案の危険性について (2) 米軍と自衛隊の日本国内における訓練・演習の危険性について (3) 災害救援態勢の強化について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

本日の会議に付した事件

日程第一、一般質問、牧野雅一議員まで

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	益田	吉田	山田	福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
龍吉	吉田	雅範	耕司			佳孝		康正	雅一	清司	全康
雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太
副市長	櫛
	内
	成
	吉

事務局職員出席者

事務局長	堀内伸起
理事(総務部長)	山田和宏
市長公室長	福田勝彦
危機管理監	山本修二
すこやか市民部長	稲次裕美
あんしん福祉部長	河村康友
産業環境部長	辻信彦
都市整備部長	中稔泰
教育部長	井稔巳
西吉野支所長	本井利恵
大塔支所長	谷進治
水道局長	河田博幸
会計管理者	西尾佳子
秘書課長	西尾佳子
企画政策課長	本峯久美
財政課長	田剛俊
土地開発公社事務局長	上和田
事務局次長	竹本勝
事務局係長	久保雅彦
	辰巳大輔

事務局主任
速記者
片山仁美
柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を合わせて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

本日、山口耕司議員から一般質問に際し、資料の配布の申し出があり、これを許可いたしております。

初めに、九番、山口耕司議員の質問を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、九番公明党山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますので、どうかよろしくお願

い申し上げます。

そして、今議長の方から御案内がございました、A三版「四月から、生活困窮者への支援制度が始まります」という資料を、議長より配布の許可をいただいておりますので、後ほど質問の中で使用させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは質問に移ります。

一、五條市総合戦略策定についてでございますが、去る五月二十二日に参議院議員会館におきまして公明党の活気ある温かな地域づくり推進本部が主催で、全国の地方議員や識者とともに、地方創生に関して意見を交わす会合に参加いたしました。その中で冒頭、講師に招かれた慶應義塾大学の樋口美雄教授は、日本創成会議が少子化と人口減少によつて存続が危ぶまれると指摘した「消滅可能性都市」について、「あくまでも今までと同じことを繰り返すと消滅する可能性がある」という内容で、「皆さん、私たちこの会合に参加した地方議員六十名に對しての取組次第では、結果は大きく変わる。」と講演されました。

「今までの経験と勘に基づいたまちづくりではなく、客観的なデータに基づいたまちづくりが必要である。また男性に比べ、女性の地方移住希望者が少ないとの調査を踏まえ、女性が輝ける地方をどうつくるかが成功のポイントだ。」と強調されました。

また、参加した私たちの意見といたしまして「国の交付金をさらに自治体を使いやすいようにしてほしい。」、「地域を活性化するには、全国どこでも出産、育児が手厚く支援されるべき。」などという意見が出されました。

その後、夕刻にJR東京駅八重洲中央出口近くに、三月に開設されました「移住情報ガーデン」を視察してきたわけでございます。

それでは、(一)の五條市総合戦略の取組の現状について。担当部長にお尋ねいたします。

○議長(窪 佳秀) 福塚市長公室長。

○市長公室長(福塚勝彦) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

総合戦略策定に向けての本市の取組ということでございますが、本年五月に「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」の地方創生先行型の交付金を活用いたしまして、「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援事業」として、委託契約を締結いたしました。基礎調査等をはじめとさせていただきます。

また、総合戦略策定に向けて、庁内では市長を本部長といたします二回目のまちづくり推進本部会議を開催し、具体の作業を開始したところでございます。

さらに、総合戦略策定に当たりましては、住民や産官学金などの各分野の方々の意見を十分に反映するようにという国の方針に基づきまして、本市におきましても、各種団体の代表者や金融機関、学校関係の代表で構成されます「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇話会」の第一回目の会合を七月に予定をいたしております。

今後、策定に当たりましては、国・県の人口ビジョン並びに指導を十分勘案しながら、五條市にとりまして何が一番大事かと、どういう施策が一番効果的であるかということを職員一人一人の創意工夫によりまして拾い上げ、五條市の総合戦略に盛り込んでいくと、そういうふうな決意でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 前向いて進んでおるということを確認させていただきました。ありがとうございます。

この第一回の懇談会を七月に開催するというところでございますけれども、どういった方が参加されるか、分かっておれば、言える範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま申しましたように、産官学金ということでございますので、例えば金融機関の代表の方、学校の関係の方、後、若い人の意見も入りたいということもございまして、青年会議所の代表の方、そういうふうな幅広いジャンルで参加していただくということを考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） まだメンバーさんは決まっていないということですね。ありがとうございます。

そして、その策定に向けての大きな目標について、お尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

総合戦略を立てて、施策をいろいろ展開していく、最大の目標は議員が先ほどお述べになりましたように、このまま放っておきますと人口がどんどん減少していくと、増やしていくというのとはなかなか難しいところがございますが、人口の減少を最大限食い止めるというふうなことで、そのためにはどういう施策が五條市にとって必要なのか、有効なのか、そういうところを見極めて計画を立てるといのが、最大の目標かと考えておるところでございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）人口減少を食い止めるための施策であると、それが最大の目的であるということ、私もそう思います。

先般、奈良新聞の一面で、この地方総合戦略の資料として使えるリソース（地域経済分析システム）の説明会があったということが掲載されておりましたけれども、私もそのリソース、実際に開いてみました。開いてみますと、五條市の人口推計がずっとグラフで出るので、二〇六〇年くらいには一つのグラフがゼロになっている。消滅していくのではないかというふうな危惧を持ったわけでございます。

その中で、二〇二五年のグラフを見てみますと、パターン一から四までであるのですけれども、パターン一は、全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計が、パターン一では、十年後に二万六千七百九十四人になると、パターン二では、全国の総移動数が、平成二十二年から平成二十七年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計は、二万五千九百人になる。そしてまた、もう一つのシミュレーションが、合計特殊出生率が人口置換水準、いわゆる人口を長期的に一定して保てる水準の二・一まで上昇した場合のシミュレーションが、二万七千六百四十一人、最後に合計特殊出生率が人口置換水準、人口を長期的に一定に保てる水準の二・一までに上昇し、かつ人口移動が均衡したときとなった場合に三万五百四十七人という、この十年後のデータが出ております。まさに、この人口策定ビジョン、大変重要な課題になってくるわけでございます。そうした中で、この五條市の人口を何とか三万人まで止めていかななくてはならない。このデータを見ても、三万人以上でいけることが可能であるという、私が捉えさせていただいたのですけれども、当然のことながら一番厳しい状況では二万五千九百人というデータが出ております。こうした中で、人口ビジョンの策定についてどのように取り組んでおられるのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

人口ビジョンは、本市におきます人口の現状分析と将来の推計によりまして、目指すべき方向と将来展望を示すというものだというふう

考えております。

五條市版の総合戦略におきまして、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上では、非常に大事な基礎となるものだというふうに認識しております。

人口ビジョンを策定する中で、なぜ本市から人が転出していくのかなどという、人口減少の原因を把握するとともに、人口の動きが本市に与える影響などについても推察することによりまして、それらを分析し、その結果が総合戦略に反映されるものだというふうに考えております。

したがって、策定に当たりましては、国・県のビジョンを勘案しながら、またさらに国・県から提供された、先ほどおっしゃったデータなどを十分参考にして、策定をしていかなければいけない、そのように考えておるところでございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） まだまだ取組がスタートしたばかりでございます。これといった案はこれから検討されていくのだろうと思います。しながら私が申し上げましたように、人口を何とか三万人まで十年後には抑えていくという取組、大きな目標を持たないと、皆空回りになってしまつては大変なことになります。そしてまた、目玉となるような事業に応援できるような態勢づくりもしていかなければならないし、五條市に、地域に合った総合戦略を考えていかななくてはならないと考える次第でございます。

市長も新たに再任されました。この四年間、しっかりと五條市の将来の基盤づくりを今の四年間を掛けてやっていただきたいという思いがございます。

そこで、最後に市長にお尋ねいたします。

五條市の総合戦略の策定について、市長に見解を求めたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げます。

先ほど、るる公室長の方からお話がありました。本当に、今まちづくり推進本部会議を開催し、いろんな作業を開始したところであります。いろんな形の中で、人口減少ということは本当に五條市にとつても大変危惧するところであり、これをどう食い止めていくかというのはこれからのテーマであり、今後それをどうしていくかということを協議していく。それには多くの皆さん方の意見を拝聴しながら進めていき

いとは思っておりますけれども、ただ、今やれることはきちっとやっていくということが大事であろうかなと、その策定に関してきちっとしたビジョンを持ってやっていくという、その方向性を今示すために進めているわけでありまして、まずは私が考える中において、京奈和自動車道が二十八年度に開通する、これによって大きく五條市の位置付けが変わってくるのではないかなと、北と南の距離が短くなったということ、京阪神から五條へ訪れる方が来られるという、それによって企業誘致が今どんどん五條の方にお話が来ているのです。昨年度二件、今年になってからも一件決まっております。そんな形の中で、企業が来たからといって、そして若い人たちが残ってくれるとは考えておりません。あるところに行つたとき、企業が来たからといって若い人たちが残ってくれない、やはりそれは一つは教育であり子育て問題であり、また福祉、いろんなことが総合的にできなければ残ってくれないということも言われた経過があります。

そういう形の中で、総合的に住んで良かったまちづくりを目指しながら、そして市民の皆さんが本当に今何を求めているのかということ、特に現状を把握しなければならぬのではないかなと、特に今五條市で転出する方が二十代の人がアンケートで一番多いということは、要するに大学を卒業した人はほとんど五條市には戻って来ないというのが現状であろうかな。当然働く場所がないということもございます。そういうことを踏まえながら、そういう若い方々が残ってもらえるような体系、そして五條から、もし五條に企業がなくても五條から通えるような態勢をいかに構築していくかということが大事であろうかなと、そういうことを踏まえながら、そして環境的に住んで良かったと言われるまちづくりを目指すことによって一つ一つが克服できるのではないかと考えています。ただこれは五條市だけではなく、奈良県全体、日本全国でそういう取組を現在やっている。その中の地方創生ということで、今先行型で予算が流れております。そういうことの国の予算も勘案しながら、そしてそれをうまく運用できるような態勢、そしてそれが意味のある形になるように、現実的に形となつてできるような態勢をこれからも構築して、人口減少しないために、目標もちゃんと作つて、そしてその目標に向かってやるのも大事でありますけれども、まずは全体的な流れを把握しながら一つ一つを着実にやっていくことも大事であろうかなと思っておりますので、その辺を、きめ細かな態勢を取りながら職員一体となつて、そして今市民の皆さんを巻き込んで、やはり協力がなければできないと思っておりますので、そこらを踏まえて今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） ありがとうございます。

先ほど情報交流館へ行かせていただいたというお話をさせていただきました。そこで四十七都道府県の棚がずっとあるわけです。そこで奈良県の棚を見ますと、県が作っていたいただいた情報交流のパンフレット、どっつかいうたら資料も少なく、情動的には少ない中身のパンフレットでございました。隣の三重県は分厚いパンフレットで、立派な本に近いほどのパンフレットでございました。そこへ出すことがいいか悪いか分かりませんが、一つの情報の発信の窓口でございますので、ここも高市総務大臣が視察されて、その模様もテレビに映っておったようでございますけれども、しっかりと五條市、その辺も県と協力しながら情報発信していただいて、五條市はこうやでと言えるいいものを作っていたきたいし、今もなおいいものを情報発信していただいて来ていただく。一人でも二人でも来ていただければ、それが大きなPRとなつて、また人口の減少の歯止めができるのではないのかと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

また、先ほど市長申されました二十歳以上の人、大学へ通つたら帰つて来ないというお話をされました。前回の議会の折にも、お話をさせていただきましたので、教育部局としっかり連携を取りながら、この辺の五條の良さを子供たちに教えていつてあげていただいて、そして住み良いまちづくりにさらに励んでいただきますようお願いを申し上げます。

二、生活困窮者自立支援についてでございます。

昨年九月議会におきまして、本年度四月一日より生活困窮者自立支援法が施行されることによる本市の取組について伺ったわけでございますが、実施されて間もない時期で検証もこれからというときでございます。この制度は御存じのとおり、これまでともすると制度の狭間に置かれてきた内容でございます。本来であれば最も支援されるべき対象でありながら、支援の手が届いて来なかった人々に寄り添う形で、包括的な支援を届ける仕組みがこの自立支援法ではないかと思ひます。

当初、平成二十七年度の事業費につきましては、国費四百億円、そして総事業費六百十二億円が国から各地方に出て確保されたわけでございますけれども、本市におきましても四月より窓口を設置し、事業の展開をしていただいております。

それでは質問の(一)今年度よりの取組について、担当部長にお尋ねしたいと思います。

○議長(窪 佳秀) 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年四月一日より生活困窮者自立支援法が施行されまして、本市におきましても生活困窮者自立相談支援窓口として「五條市自立

支援相談窓口」を開設いたしました。

相談支援員一名、就労支援員一名の嘱託職員二名で相談を受けております。また六月一日から直通の専用電話も現在開設をいたしております。

必須事業であります、就労その他の自立支援に関する必要な情報提供及び助言を行う自立相談支援事業と離職等により経済的に困窮し、住居を失った、あるいは失う恐れのあるものに対しまして、家賃相当分を支給する住居確保給付金事業を庁内並びに社会福祉協議会、ハローワーク等と連携を図りながら進めております。

広報等につきましては、五條市の広報やホームページを通じまして周知をしております。

現在の相談件数は、五月末現在で新規相談が十八件、その内訳は就労支援プログラムによる支援が五件、うち一名を就労につなげております。後四件については引き続きハローワークと連携を図り支援をしております。

また、家賃が生活の負担となっていること、住宅係へつないだものが二件、健康問題を抱えているため医療機関へつないだものが二件、直接生活保護へつないだものが三件となっております。

電話等の相談のみものが六件でございます。

以上、現在の状況でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）十八件、約ふた月ですか、十八件あったということですが、その方の担当として六月一日から直通電話をつけて二名の方が担当にあたるという説明でございました。

それでは、ここで議長の許可を得まして、皆様方に配らせていただきました資料でございます。「四月から生活困窮者への支援制度が始まります。」表の資料は厚労省が出しておる表とほぼ一緒です。この二枚目開いていただきまして、左側の自立相談支援事業、そして今部長がおっしゃっていただきました住居確保給付金の支給の支援というのが、国として必須の取組の事業でございます。

下の四つの項目が任意の項目になっております。上の二つの国の補助金が四分の三出ます。下の就労準備支援事業、そして家計相談支援事業、就労訓練事業、生活困窮者世帯子供の学習支援というのは、これは国が二分の一の補助制度があるということでございます。ですので、せっかく制度を立ち上げていただきました。余談になるかも分かりませんが、五條市が今出しておりますこのパンフレット、同じよう

なパンフレットなんですけれども、A三版違いまして、A四版の裏表、いわゆるこの四つの取組を省いた部分の散らしを窓口においてあるわけでございますけれども、こういった四つの取組を進めていただきたいという思いで今回質問させていただくわけでございます。

このポイントはまず二つ、制度のきめ細やかな周知。せっかく制度を立ち上げたにもかかわらず、知らないでは、この制度の求める成果はなかなか得られない。また、生活困窮者自立支援制度の対象は限定されていないということでございます。従来の別の課題、対象別の制度ではないということが十分理解が必要でございます。いわゆる二トとかの部分でございますと、若者サポート支援事業として十八歳から四十歳までの対象の方の支援事業を、就職に関する支援事業はございますけれども、今回はないということでございます。

川崎市の先進的な事例の自治体におきましては、市の広報で大きく取り扱い、それを全世帯に個別に配布するなど、きめ細やかな取組を行っております。そしてこの制度の周知を徹底しております。

二つ目のポイント、関係部署や関係機関との連携態勢を強化し、早期発見、早期支援の態勢の構築。相談窓口職員を置いただけということとで終わってはいけないと思います。そもそも生活困窮者の方は自らSOSを発することが難しい方々でございます。いわゆるアウトリーチを含めた相談態勢、また地域の関係機関や部署との連携態勢を構築して、早期発見、早期支援が必要でございます。好事例といたしましては、豊中市の地域福祉ネットワーク会議とライフセーフティネットという民間との総合調整会議というのを取り組んで、重層的にやっておりますということを聞いておりますし、また滋賀県の野洲市方式、市役所のどこかで、例えば多重債務等の相談でキャッチしますと、本人の同意の上で、関係部署、関係機関からこの窓口で紹介し、着実に支援につなげるという仕組みは取り組みやすいと思いますし、制度の効果を高めることになると思います。

そして先ほど申し上げました、相談した後の出口の戦略といたしまして、重要な任意事業、国庫負担率二分の一でございますけれども、特に就労準備事業と家計相談事業の実施でございます。就労準備事業や就労訓練事業といった就労支援を自治体が行うといっても、既存のハローワークと同じことをするわけではございませんし、あくまで自治体における就労支援は、福祉の観点と職業キャリア面での支援を同時にきめ細かく行い、地域に多様な人材を確保するということが大事なポイントではないかと思えます。企業にとっても、支援された方にとっても、そして地域で多様な人材を確保できるということから、私たち地方自治体にとってもメリットがございますし、まさにこれは地域を強くする取組であり、地方創生の基盤づくり、地域づくりになっていくのではないかなと思えます。

それでは、二番の今後の取組について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の取組にしましては、ただいま議員御指摘のとおり、法的トラブルを抱えた方に対して支援をしていくためにも奈良弁護士会と連携を図ること、金銭管理が難しい方につきましては、社会福祉協議会の権利擁護事業につきながら自立支援をしていくこと、ハローワークの求職者支援制度につき、未経験者に限りませけれども、最大三箇月の試用期間の後、雇用または正社員の道が開けているトライアル雇用や、資格を取るための職業訓練を利用いたしまして、生活困窮者に対し支援を行ってまいりたいと考えております。

事業を継続していく中で、実績やニーズを今後検証しながら、必要に応じて態勢の見直しや、事業所等の協力が必要な就労準備支援事業や専門資格の必要な家計相談事業などの任意事業についても、外部委託とするなどの見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先ほど私が申しましたこの資料は奈良県が作った資料でございます、おそらく支援事業に関しては奈良県が窓口になっておって、国の方からの補助金が回ってくるという仕組みになっておるんだと思います。ですので、奈良県自体の取組がここまでであるというふうに察知するわけでございますけれども、県から出向しておられる理事もおられますけれども、しっかりと県にアピールしていただいて、五條市がこういった取組をやりたいんやということをしつかり県に申し上げていただいて、より良い就労支援に、また子育ての支援につながるような施策を持っていかないと、最後の、来るけれども出口が見つかからない、できないということになってしまうと大変でございます。国の二分の一の支援しかございませんけれども、取り組んでいただけたら、その辺ちよつと答弁いただきましようかな。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今現在取り組んでいる市を奈良県下で調べましたところ、奈良市が取り掛かっているようでございます。ただ実績といたしましては四月、五月しか出ておりません、四月が四十三人、五月が二十九人というふうに伺っております。その辺、生活保護受給者も含む状態でございますけれども、そういうように聞いております。委託料総額が約六千万円位というふうに、奈良市とは人口規模が違いますので五條市とは比較にならないのですけれども、そのように伺っております。

議員御指摘のとおり、補助率が就労準備支援は三分の二、後、家計相談、子供の学習支援等につきましては、二分の一というふうに承知しておりますので、その辺も勘案しながら、特に家計相談事業につきましては、ファイナンシャルプランナーとか特別な資格を持った方ではないとかなかなか指導するのが難しいというケースも考えられますので、今後その実績とか市民の方のニーズ、その辺を検証した上で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この件に関して、もう一言申し添えたいと思います。

公明新聞に載っておった記事などでございますけれども、武蔵村山市の例でございます。

「四月から、市民の様々な悩みをワンストップで受け付ける『市民なやみごと相談窓口』を市役所一階に開設した。」ということでございます。

窓口は、四月一日に施行された国の「生活困窮者自立支援法」に基づき、設置されたもの。相談時間は平日の午前八時半から午後四時半まで、電話でも相談できる。相談支援員や就労支援員が話を聞き、必要であれば他の部署や機関につなげていく。四月一日から五月十四日までの相談件数は九十六件、人口は違いますけれども、窓口で六十一件、電話三十五件、内容は、生活費、税金や公共料金の支払い、仕事探しなどが多いと。そして市健康福祉部の担当部長のコメントでございますけれども、「隣の家の木の枝が、自分の家の敷地内に入ってきて困るなど、生活困窮者の自立相談以外の場合もあるが、『何でも相談』という形で運用している。」と説明。今後は、民生委員から支援が必要な人を紹介してもらい、職員によるアウトリーチ、いわゆる訪問支援の活動や、生活困窮世帯の子供への学習支援に力を入れていく方針という記事も載っておりますので、どうかできましたら、こういったことを幅広く行うことが生活困窮者、また生活保護の一手手前で止めるということは大変大事な事業ではないかと思うので、どうかよろしくお願いを申し上げます、次の質問に移ります。

介護保険についてでございます。

急速に進む社会の高齢化に対応するために、平成十二年度から始まりました社会保険制度で、本年四月より入所基準や保険料が八月から上がると聞いております。

質問の（二）保険料の現状と今後の見通しについての質問でございますけれども、まず、現状について担当部長にお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

保険料の現状と今後の見通しについてでございますが、まず、介護保険料の現状につきましては、三年に一回の介護保険事業計画の見直しにより保険料を改正しております。平成二十六年年度において、第六期五條市介護保険事業計画を策定いたしましたして、平成二十七年年度から平成二十九年年度までの三年間の介護保険事業の給付費を推計し、そのうち半分を公費による負担、残りの半分を被保険者が負担することとなります。そのうち二二パーセントが第一号被保険者、六十五歳以上の方でございますけれども、その方の負担割合となっております。

この第一号被保険者が負担する三年間の給付費を第一号被保険者数で割ったものが、一人当たりの保険料の基準額となります。年額七万一千四百円、月額で言いますと五千九百五十円となります。前期第五期の月額五千五百円に比べまして、今回は八百五十円増というふうになっております。

今回の介護保険事業計画の策定におきましては、介護保険法の改正によりまして、主に地域包括ケアシステムの構築、費用負担の公平化を重点に、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上となります二〇二五年までのサービスや給付費、保険料の水準を推計し、中長期的な施策の展開を図ることとされております。

地域包括ケアシステムにつきましては、構築に向けた取組といたしまして、在宅医療・介護連携、認知症対策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化、また要支援一・二を対象者といたしました予防給付の「訪問介護」と「通所介護」を市が地域の実情に応じて実施する地域支援事業へ移行、特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護一からというのを要介護三以上に限定することとなりました。

費用の公平化につきましては、低所得の保険料の軽減化対策といたしまして、所得段階の第一段階の負担割合を、別枠の公費を投じまして、〇・五から〇・四五とし、〇・〇五の保険料の軽減を拡大しております。この〇・〇五の軽減につきましては、今回、専決処分において、介護保険条例を改正し、また、軽減の公費投入分を今回の補正予算で計上しております。

また、保険料の上昇をできる限り抑制するため、一定所得がある利用者の負担割合を一割から二割へ引き上げ、低所得者の施設利用の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に預貯金等の資産を追加し、通帳とかを見て決めていくということになります。利用者負担の見直しを図っております。

また、市独自の施策としましては、保険料の負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定となりますように、課税階層を多段階化し、国の標

準九段階を五條市におきましては、所得段階を十二段階に設定いたしましたして、世帯非課税の対象者のバランスに配慮し、第二段階の負担割合を引き下げております。

さらに、第六期計画では、保険料の上昇幅を抑制するため、介護給付費基金の残高約一億八千八百万円のうち、次期第七期以降の給付費の上昇への備えを考慮しまして、八千八百万円を取り崩し充当します。

以上、保険料の現状について、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）大変言葉だけでは理解しにくい部分があります。そうした中で、ここで理解せよというのは大変難しいものがあって、また後ほど、資料を持っていますので、ほかの方に分かりにくいのではないかなと思います。○・○五パーセントの利用の軽減をして、これは低所得の方になりますね。そして負担割合が一分から二分に上がるといってお話をされました。資産を見てするという、これも個人情報をのぞいてはるんやろうと思いますけれども、介護保険が上げられると年金生活者などは生活ができなくなるのではないかなという、大変心配をされておられる方がおるかと思うのですけれども、その辺を説明していただけますかな。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）九番山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、年金者の方には年金が一年間十八万円以上ありましたら、特徴させてもらうというふうな方式でやっております。ただ私、今御説明申し上げましたように、今年度で○・○五、第一段階の方ですが、引き下げをさせていただきます。今後消費税が一〇パーセントになるといふことで、そのうち第一段階のうちの細分化ですけれども、今度二十九年でさらに下げまして、二十七、二十八年度で第一段階ですと三万二千三百十円を二十九年度では二万一千四百二十円に下げるといふ措置を講じていきますので、確かに御負担は強いと思えますけれども、国の施策に沿って段階的に介護保険料は下げていくということで低所得者対策とさせていただきます。このような現状でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そしてまた、今の説明でありました入所基準が要介護三以上になりました。現実今お世話になっておる方々と申しますのは、

ほとんど要介護三以上ではないかと思うのですけれども、やはり要介護一、二の、いわゆる家庭状況によっても施設に入れたいという御家族があるかと思うのですけれども、その辺の説明、入れるのかどうかという説明をしていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

一応基準としては、改正前に既に入っている方につきましては、そのままいます。それとショートステイとかで一、二年入っている方、その方からも引き続き特養に入ることができます。ただし法改正になった以降に申請をあげていただきましたも、三以上でないと入れないということになります。施設の細分化をされておりまして、例えば五條市ですと花咲寮があったり、軽費があったり、ケアハウスがあったり、サービス付き高齢者賃貸住宅等々がございます。そこに今度は移っていくというふうな格好になるのですけれども、すぐ施設というふうなこともなかなかお勧めできないというか、介護保険料にすぐはね返ってきますので、それを抑制するためにはどうしても介護予防というものに重点を置いて担当部局としては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 入所できないというわけでもないのですやろ。一、二の方。特別な場合があるはずですね。その辺、分かっておればよろしくお願いします。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。
言葉足らずで申し訳ございません。

入所判定基準会議というのが各施設で行われます。そのときの介護度数が例えば一であったとしても、再度入所基準に照らし合わせて再度判定を行う等、その辺の状況を勘案して入れることは可能となります。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） なぜ申し上げたかと言いますと、一律に要介護一、二はあきませんよということで、窓口で切り捨てないでいただきたいと

という思いがございます。ですので、しっかりと相談にいられた方、聞いていただいて、そして入所できる方、また違うサービスを受けられるような手配を住民の側に立って考えていただきたいという思いで再度聞かせていただいたわけでございますので、しっかりとその辺はどうかよろしくお願い申し上げますし、特例的な例で認知症であったり、障害をお持ちの方であれば一、二でも入所できるというお話は聞いておりますので、どうかその辺もよろしくお願いを申し上げます。

そして、この介護保険料がますます上がっていきまして、年金者の、先ほど申し上げましたように年金で暮らしております高齢者の方々にとっても大変大きな負担になってくるわけでございます。

今後の五條市の見通し、先ほどちよつと言うてくれましたけれども、分かっておる範囲で教えてほしいと思います。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の見通しについてでございますけれども、今後、先ほど申しましたように、消費税が一〇パーセントに増税されます。平成二十九年度には、先に述べました、低所得の保険料の軽減化対策をさらに強化をいたしまして、所得段階の第一段階の負担割合を、〇・四五から〇・三〇へ、第二段階の負担割合を〇・七〇から〇・四五へ、第三段階の負担割合を〇・七五から〇・七〇とし、公費を投じて保険料の軽減を拡大する予定でございます。

また、長期的な保険料の見込みにつきましては、今後、現状の制度の下、推計していきますと、介護予防を含めた介護サービスの給付費が年々増加いたしました、団塊の世代が全て後期高齢者となる十年後の平成三十七年には介護給付費が四十億円を超えるだろうという推計をしております。平成二十六年年度の三十一億円の約一・三倍になると見込まれ、保険料の基準額も年額十万九千二百円、月額で九千八十五円くらいになってくるんじゃないかなというふうに推計されます。

よって、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするという地域包括ケアの観点から、給付費に占める在宅サービスの割合が増加する見込みとなっております、給付費を抑制するためにも、地域の実情に応じた介護予防対策を積極的に進めていく必要があると考えております。

以上、保険料の今後の見通しについて、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 大変金額が高くなっていくというお話でございます。私も調べました。

厚労省で二十八日、第六期介護保険計画を全国でまとめたものを公表したということでございます。第六期は全国の平均では今部長がおっしゃっていただきましたけれども、月額五千五百十四円、そしてまた三十二年度には六千七百七十一円、三十七年度には八千六百六十五円になると、大変厳しいデータだと思います。そして市町村別に見ますと、最高では八千六百八十六円、最低では二千八百円、いわゆる三倍の開きがある、介護保険料が安いからいいやろ、ではないと思うのです。介護保険の認定基準が厳しければ介護保険を使う分が減ってまいりますので、その辺はいかなものかなと、介護保険が高いからあかん、安いからいいということは一概に言えないと思うのです。ただ高齢者の立場から見ますと、二箇所ごとに受給している年金から、将来的に二万円を天引きされてしまうということは、大変負担になるわけでございます。こういった介護保険事業をこの六期の期間にどれだけ地域の支援事業として展開していきけるというのがポイントになるかと思えます。軽度への総合的な事業をしっかりと実践していただきまして、効率化をしっかりと図っていただきたいとお願いを申し上げまして、次の質問につなげてまいりたいと思います。

先ほど申し上げましたように、元気で長生きしていただくことが介護保険を上げないで済むということになるのではなからうかと思えます。その一つの手立てといたしまして、提案させていただきます。

質問二の高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度についてでございます。

先ほど説明が行われましたけれども、高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年を見据えて、高齢者が安心して暮らせる地域社会を作り上げていくことが極めて重要な課題となっております。そのためには、住み慣れた地域で、部長おっしゃっていましたね、地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国・自治体の連携による取組が求められております。

まさに部長がおっしゃったとおりでございます。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。

そこで、現在、高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして、ボランティア・ポイント制度の取組を推進している自治体があります。ここでちょっと、紹介したいと思えます。

東京都八王子市でございます。元気な高齢者が、市内の特別養護老人ホームやデイサービス、高齢者世帯（一人暮らしの方を含む）などで

ボランティア活動を行い、その活動に応じて交付金などと交換するもの。地域に貢献する喜びを味わいながら、自らの健康維持につながることを期待できるしております。散らしの中身は、「高齢者ボランティア活動に参加しませんか。」と、高齢者ボランティア・ポイント制度は、元気な高齢者の皆さんに、市内の特別養護老人ホームやデイサービス、高齢者、先ほどのお話ですね。言わせてもらったことと同じで、御自身の健康につなげていただくこともできますし、地域に貢献する喜びを味わいながらできますよという、ボランティアで活動してみませんかという散らしがございます。

対象といたしまして、六十五歳以上の介護保険の要介護・要支援認定を受けていない方がこの対象となっていくわけです。活動内容には、先ほど申しあげました市内の特別養護老人ホームやデイサービス、高齢者の方々で行うボランティア、施設で行うレクリエーション等の指導、参加支援、お茶出し、食堂内での配膳、下膳、施設職員が行う清掃や草刈、洗濯物の整理の補助等、居宅でのお話し相手、耳を傾ける、そしてまたサロン等への外出時の付き添いというところでございます。しっかりとこういったポイント制度を作っていたら、それでも元気に生きがいを持ってその地域で暮らしていける態勢づくりを始めていただきたいと思います。たくさんございます。こういったポイント制度を取り組んでおる市、近くの松阪市でもございます。しっかりと中身を見ていただきまして、取り組んでいただけるようお願いを申し上げます。それではポイント制度について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）九番山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者のボランティア・ポイント制度についてでございますけれども、本市におきましても、高齢化の進行、高齢者世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進んでいる状況でございますけれども、一方で、高齢者の方が元気で生活をして、今後とも介護や医療が必要な状態に陥らないように、いつまでも生きがいを持って、健康で暮らしていくことが望まれます。

こうしたことから、全国的には元気な高齢者と「支え合いの活動」をつなぐ「介護支援ボランティア制度」を導入する自治体が増加しております。今御紹介があったとおりでございます。

この制度につきましては、ただいま御紹介もりましたように、ボランティア登録をしていただいた高齢者が施設等で行ったボランティア活動に対してポイントを得て、当該ポイント換金することで、実質的な介護保険料負担の軽減を目指すというものでございます。高齢者の介護予防、生きがいの増進、高齢者の活躍の場の創出、住民相互による地域に根ざした介護支援などの社会参加活動、在宅高齢者などへの声掛

けや見守りなどによる安全・安心な生活推進、にぎわいのある地域づくりなどの効果が期待されます。

これをより積極的に取り組んでいくことになりますと、地域住民がサービス提供側として参加することができるボランティア活動にポイント制度を導入することによって、高齢者自身が支え手側に回るということで、地域活動に参加することは高齢者の生きがいにつながります。また介護予防にもつながっていくことが大いに期待することができます。本市につきましては、高齢者がサービス提供主体として活動するボランティア活動に積極的に支援していきたいというふうに考えております。

また、地域のニーズや社会資源の掘り起こしが重要となるために、第六期介護保険事業計画で調査した市内の日常生活圏域、中学校区六地域ごとの実情や特色のデータ等を参考にしながら、今回、一般会計の補正予算に上程しております。地域包括ケアシステム構築全体構想業務委託により、それをこのボランティア・ポイント制度も取り入れまして、今後、地域包括ケアシステムについて市民ニーズに応じた施策やサービスの提供の把握を行いまして、ボランティアなど多様な主体によるサービス提供が図られるよう施策を構築していく予定でございます。

以上、高齢者のボランティア・ポイント制度について、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 期待できる答弁だと思います。予算案も飛び出してきましたけれども、中学校六校区において新たな態勢を作るということでございます。

それでは市長に、この高齢者のボランティア地域活動ポイント制度について、見解を求めます。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

るる担当部長の方から御説明がありましたけれども、本当に高齢者のボランティアという、ポイント制度というのは全国的に今現在やっている自治体がありますし、高齢者の皆さんが共に支え合うという、そういう仕事を持つということによって、より効率的になるのじゃないかというふうに思っております。

いろいろな形の中で、五條市におきましても、高齢者の皆さんと、またいろいろな形の中で連携を取りながら、またそれを構築するためにこれから前向きな形で進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いい答弁、どうかよろしくお願いいたします。

高齢者が元気にいきいきと暮らせるような態勢づくりをしつかり五條市でも行っていただいで、安心して暮らしができるまちづくりをお願い申し上げます。

それでは続いて、次の質問に移らせていただきます。

四、新庁舎建設についてでございます。いろいろ議論なされておる中でございますけれども、まだまだ公表できない部分もあろうかと思えますけれども、現在の取組の状況について、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

庁舎整備でございますが、平成二十五年八月に庁舎の整備に関しまして、必要な事項を研究・検討していただくために、新庁舎整備研究委員会を設けまして、平成二十六年四月、去年でございますが、新庁舎整備適地選定報告書といたしまして答申をいただいております。また、平成二十六年一月には、五條市議会におかれましても新庁舎建設特別委員会を設置いただきまして、鋭意検討をいただいております。う認識をいたしております。

新庁舎建設でございますが、防災拠点の確保という面からも五條市にとっては是非必要な施設であるというふうに考えておりますが、まず整備に向けては、適地を決定する必要があります。

新庁舎の適地を検討するに当たりましては、まず五條市全体のまちづくりを考える。次に大規模災害時に防災拠点としての機能が十分果たせるかどうか。さらに市民の皆さんの利便性が向上するかなどの点を検討していかなければならないというふうに考えております。

今後は五條市議会や奈良県を始め関係各方面と十分に協議を行いまして、適地を選定し、建設に向け、順次進めてまいりたいと、そういうのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今、適地ということで答申が出ましたね。答申の出た結果、それをどうやっていくのかということが分かれば、分か

っていないのであれば結構ですけれども。

一旦あの場所で答申出ました。それについてどう考えておるのか。もう後、市長に任せましようか。

この新庁舎、本当に市長の在任期間、丸々四年あるわけでございます。お金の財源も合併特例債、平成三十一年この在任期間に、市長の大きな仕事だと思っております。最初期待してしまして、所信表明の中に新庁舎入るのかな、入らないのかなという期待もございました。そして奈良新聞に市長のインタビューが載ってましたね、「災害に強いまちづくり推進」五月三十一日付で、両開きで載ってました。「福祉の支援、医療の充実、地域活性化、防災力強化、スポーツ振興」まさに今取り組んでおる事柄だと思っておりますけれども、ただ一つ私が申し上げてはいけないかなと思っておりますけれども、庁舎を発表していただけなかったのは大変私自身残念な思いをしております。その中でしっかりと市長にお願いでございます。庁舎、今のときにどうかお願いしたいという思いで、今の市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

今までも長年の懸案でありました。いろんな形の中で、合併特例債の枠の中に入っているということ、五年間延長したということ、三十年というところで、本当に時間的には厳しい状況でありましたけれども、その枠の中でということ、先ほどお話があったように、新庁舎整備研究委員会ということで二十六年度の四月に報告書が、答申が私のところに出されました。また議会においても特別委員会においていろいろと議論を重ねて、いろんな形の案を出していただいて、いろいろと御協議をいただいたということでもあります。今後どういう形になっていくかということでありますけれども、答申が出たということ、そこを決定するにはまだ至っておりません。というのは、一つは皆さん御存じのように、今年二月に包括協定を奈良県と結びました。この中には五條市中心市街地の周辺の整備ということも入っております。その中には私の提案も含まれているという中で考えております。というのは、現在の庁舎の場所もそうですし、議会からもイオンとかいろんな形の提案もされた経過があります。また答申の場所のところもございます。総合的にこれから地域づくり、まちづくりを五條市はやっていく中においてどういう形でやっていったらいいか、そして私は、今回の選挙においても五十年先を見据えた五條市を作り上げなければならぬということでありますので、当然五條市の中で五十年後を見据えたとき、先ほども人口減少ということもありました。拠点を作るのは大変重要であろうかなというふうに思っています。私は、また昔に戻るのではないかなと。五十年前はバス社会だったのが、逆に車社会に戻っていく、これから高齢化がどんどん進むと車に乗れない方がまた多くなっていく、となればまたバス社会に戻ってくるのではないかと、そう

いう形の中では、拠点づくりをやっているという、その一つが旧の五條高校跡地を拠点にしようということで、県と連携をしながら国や県も含めた中で今包括協定の中にも入っているという、そういうことになる。総合的な形の中で、現在包括協定の中身を含めた中で地域づくり、まちづくりを踏まえた、やはり庁舎ですから、五條市のシンボルでありますし、五条駅もそうですけれども、庁舎もそういう形の位置付け、そして防災に強いまちづくりを目指している五條市においてはその拠点づくりは大変重要であると、そういうことを勘案しながら最終的な決定をしなくてはならない、ただ時間的にはそう樂觀視はできません。二十七年から五年間の延長をしたので三十二年ということですので、当然もう方向性を決めてやっていかなければならない、そういうことの中で今言ったように包括協定の中でも協議をしていきたい。そして、その中で最終的な判断をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 建てますんやな……。

という市長の見解だと思うのです。当然、皆建てならんということは認識しておるのですけれども、しっかり市長に声を出していただいて県との包括協定の中でいくのであればそれでいくんだという、しっかり方向性を示していただいてその上でまた協議をしていくというのが大変大事になってまいります。どうか市長の政策の建物でいえば一番大きな目玉になるかと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

建てますということとは、もう間違いのない話ですやろ。……言うてくれますか。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げます。

これは、当然もうするという方向で進んでいると、それは合併特例債の枠の中でもそれはもう当然入っていますし、この老朽化した、南海トラフ、東南海・南海地震が起り得るとなっているとき、想定して震度五以上になればこの建物が崩壊してしまうという中で、拠点づくりをする中においての一つの拠点が大変重要であると、その中においては当然必要であると、これは私の政治生命を掛けてやっていかななくてはならない、そういうふうに考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは次の質問に移ります。

地域公共交通についてでございます。

六月三日の奈良新聞を見ておきますと、見出しは「循環も充実、五路線発車―桜井市コミュニティバス再編」という記事が掲載されておりました。桜井市も大変広くございまして、コミュニティバスを一日五路線で運行を開始したという記事でございます。県下におきましても、三郷町のデマンドタクシー、また多くの自治体がこういった地域公共交通、市民の足となる、交通はしっかりと取り組んでおる自治体が増えています。そうした中で五條市においても新たな路線を開発しながら、最終的には平成二十八年に南奈良総合医療センターが開院されるときに、通院の足を確保するという市長の所信表明でもございました。そうした中で、一本本当にできるのか、大変甚だ不審に思う、また不安に思うところがたくさんございます。その中で、今新たに運行した制度を持って行くか、そしてまた一本のラインでそこに集中して持つて行くのか、いろんな形があるかと思うのです。しかしながら時は来年ですわ。平成二十八年、早くも春に病院が開院する可能性が出てきております。そうした中で本当に通院の足が確保できるのかというところ、今の現状をお尋ね申し上げます。

○議長（窪 佳秀）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年度に開院します南奈良総合医療センターへの通院の手段のお尋ねかと思いますが、五條バスセンターを交通結節点といたしまして、五條バスセンターから南奈良総合医療センターを経由しまして、近くの近鉄福神駅に向けまして、病院の開院に遅れることなく併せましてコミュニティバス二台での運行を計画しておるところでございます。

時間的にも必ず間に合うような、そういうスケジュールで進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆるそれが、今計画していただいておりますことが、地域公共交通会議に諮って承認を得なくてはならないという五條市のシステムでございます。

次回、公共交通会議はいつ開かれるのですか。教えてください。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 次回の五條市の公共交通会議、今月下旬を予定しております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そこで新たな路線のことを承認いただくわけでございますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

そのとおりでございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） また後ほど、しっかりと聞かせていただきたいと思ひますし、いろんな方法があるかと思ひます。その方法の一つとして、今回提案させていただきたいと思ひますけれども、ちよつと例をあげたいと思ひます。

これも公明新聞に載っておった記事でございますけれども、五月二十八日付けの公明新聞でございます。

「ふれあいタクシーが運行開始 島民の『生活の足』確保 住民が自家用車で送迎 二百七十五人が登録 距離に関係なく一回五百円」でございます。興居島という、松山市の話でございます。この松山市の高浜港の沖合約二キロに浮かぶ興居島で四月から、島民が自家用車で登録会員を送迎する過疎地有償運送事業「ごごしまふれあいタクシー」がスタートしました。タクシーやバスが走らない離島で、車を持たない高齢者を支える貴重な生活の「足」として、好評を博しているという記事でございます。人口が一千二百二十八人、南北に長い七キロの島で、八つの集落が点在しており、路線バスがない。かつては島内に業者が走らせるタクシーが一台ありましたが、日常生活には利用しづらく、料金も安くない。自動車やバイクを運転しない高齢者が診療所や買い物に行くには、とても不便な公共交通機関の空白地域だった。

有償運送は、同年十月に施行された改正道路運送法により盛り込まれたもので、対象地域内で公共交通機関を利用することが困難な高齢者などを、特定非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人が主体となって、有償で運送するサービスで、福祉有償運送と過疎地有償運送の二種類があるということです。

こうしたことを愛媛県運輸支局に要望して関係機関などで協議を進めた結果、タクシーと競合することはなく、いけるということになったわけでございます。そしてまたタクシー業者が十二年の九月に廃業したため、まさに交通機関がなくなったためにいけると、こういう有償運送ができるということになったわけでございます。そういった地域、たくさん運行している場所がございます。

浜松市でも過疎地有償運送事業を取り組んでおりますし、鳥取市もございます。そしてまた、茨城県牛久市でも取り組んでおります。近くでは大阪府の能勢町でも、過疎地有償運送の導入を平成十九年から行っております。

五條市においても、西吉野・大塔地域におきましてもこういった運送手立てが必要と考えるわけでございますけれども、その辺いかがでございますでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

その前に一点、先ほど答弁させていただいたのですが、ちよつと説明が足りません。

今月下旬に予定しております五條市の地域公共交通会議では、我々が検討しております新しいルートを五條市の公共交通会議で承認、認めていただくという予定しておりますが、大淀町にも関係しまするので、国に申請するのが十二月頃になりまして、正式に運行することの許可が下りるのは、国への申請を経てからということになりますので、ちよつと補足させていただきます。

それと、今議員おっしゃいました過疎地有償運送事業についてでございますが、過疎地域ですとか、いわゆる準過疎地域と言われるところでは、公共交通の便数がないとか、非常に少ないということで、地域の方々が日常の移動にも非常に不便を感じておられるというのが現状かなと考えております。このような地域の皆さんは近所で車を持っておられる方に目的地まで乗せて行ってもらっているという、そうして生活を営んでいるというように思われるわけですが、善意で行われている車ですと、送るといふふうな役割を正式に制度化するというのが過疎地有償運送事業かなというふうに考えております。地縁団体の認可を受けました自治会ですとか、社会福祉法人ですとか、NPO法人が、つまり地元に着したそういう団体が国の許可を受けまして、地域の方々の助け合いによって自分たちの地域の生活を守るといふような事業かなと思います。地域の方々がお互いに助け合って、それぞれの活動範囲を広げて生活に活気を取り戻すという素晴らしい制度を考えておるのでございます。反面運送区域といえますか、事業を実施する区域がバスやタクシーのいわゆる公共交通がないエリアというふうな規定も反面ございます。地域公共交通、今タクシー事業者ですとか、バス事業者さんの協力を得てやっております地域公共交通の制度も運輸支局の認可が

必要でございます。同時に過疎地有償運送事業に関しましても、こちらも同じ運輸支局の認可が必要になってまいります。地域公共交通というのは、一面では地域の交通事業者の生活を守ると言いますか、営業を保障するというような一面もあるのが事実でございます。議員が先ほどおっしゃいましたように、交通事業者とその過疎地有償運送事業をやるというところの団体との調整をどういうふうにとっていくのか、これが一番重要で、かつハードルが高いのかなというふうに考えております。将来的に五條市におきまして、そういう制度を導入することになりました場合には、そういうふうな調整を行った後、やはり最初はある程度区切られたエリア、そういうところから実施をしていくというのが、現実問題可能性の高いところかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 過疎地有償運送の話の前に、答弁してくれた話ですけれども、今月末に地域公共交通会議を行って、その上で路線がほぼ認証されて、そして他所にまたがるので、国の認可を再度受けて、決定がいつ頃になるとおっしゃいましたか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

運輸支局より許可がおりるのは三月上旬というふうに見込んでおります。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 山口耕司議員に申し上げます、山口耕司議員の一般質問の持ち時間は後約十分となっております。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 時計を見ておりますので……。

三月上旬ということでございます。先ほど私申し上げました。開院が早くなる可能性がありますよというお話でございます。本当に滑り込みで検証もされないまま運行ということになりかねない。ですので、ひと月でも早く実証運行ができますように、お願い申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして過疎地有償運送でございます。当然のことながら地元の運送業者でございます。地元の運送業者が五條市の公共交通の計画にしっかりと乗っていただいて立っていくのは当然大事な話でございますし、とっていかなくてはならない施策だと思っております。しかしながらそこに及ばない地域があるかと思えます。そうした地域にこういった制度を導入していただきたい。そして一六八号に掛かる、いわゆる交通の運賃の格

差をなくしていただきたいたいという思いでございます。ほかに手立てがあるのであれば、市が負担していくとか、有償バスやけれども、ふれあいバスのようなコミュニティバスを運行するのであればそれでも結構ですけれども、それは財源的に長続きしないし、地元でしっかりそういった交通網を作っていくのも大事でございますし、そういった方々と地域の連携を取りながら、より良い住み続けるための地域を作っていく施策の一つとしての考え方にもしていただきたいたいという思いでございます。その辺、市長に答弁いただきたいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げます。

公室長からる説明がありました。大変公共交通に対しては厳しい状況であろうかなというふうに思っています。

昨年度、県と市町村とそして国土交通省とでいろんな協議をして交通体系、奈良県の交通体系の協議をして減便するところ、また予算的なもの、いろんなことを踏まえて一つの態勢が出てきました。そういうことで、それで終わったのじゃなくて、私たちはこれからまだこんなことが五年後、十年後またあり得るということ、奈良県で初めて奈良交通と協定を結びました。その協定の一つの中身として、私たちが市民の皆さんに乗っていただきたいと、当然バスを残してほしいというのなら乗っていただきたいということは今までも言い続けてきましたけれども、調査をしたら一・六とか一・七とかいう状況で、空気を運んでいるというのが現状であると、そういう形の中からまず公共交通との連携というのを密にするために、まず市民よりも職員も自らバスに乗っていろいろの状況であるときにおいてもバスを利用しようよという、そういう一つの目的もあります。私も東京に出張するのも、今後これは時間的な制限がある場合は別としても、五條から新宿まで奈良交通のバスが走っています。八千五百円、私は近鉄特急で京都に出て京都から東京まで、そういう形でやっていますけれども、都合によってはそういうことも利用していろいろ今考えて、現在進めています。

そしてもう一つは、現在アクセスがすごくうまくいっていないのが現状です。本線は奈良交通が走っているという状況の中で、うちのデマンドタクシーやまたコミュニティバス、木ノ原地区とまた二見地区でもフルデマンド、今実証実験ということをやっておりますけれども、そのアクセスがうまく実際いっていないのが現状であろうかな。というのは、一旦そこまで行っても、そこから福神の方に行く場合においても、当然どっかから西吉野から来て一旦五條で降りても、そこから時間の調整をしながら乗らなければならぬ。その辺をうまくやろうと思えば、一旦白紙にしなければならぬ状況であるんじゃないかなというように、ゆくゆくは一旦奈良交通と全てを白

紙にして、これは一つの考え方で、白紙にして全てトータル的な時間調整をしなければ、奈良交通に全て合わすということは、今のところうちの中の態勢ではできないというのが現状であろうかなと。そういうことも踏まえて、今後やっていきたいという、そういう一つの流れを作っていききたいと、そしてそれ以外にも今言われたように、それに利用できない方がたくさんおられます。そういう形の中で、今山口議員が言ったように、有償的な事業ということ、これは地域の皆さんがやる、NPO法人を立ち上げて、いろんな形でやっていくという一つの流れというのがある。行政はの中でバックアップをするという、そういう形になる。地域の皆さんがそういうのを立ち上げて、そして国土交通省に届けを出してやっていくという、その一つが大変大事であろうかなと、まずは私たちが考えるのは、公共交通をいかに有効に皆さんに乗っていただくことを目的として、それに足りない分に対してはそういう形も地域の皆さんと話し合いながらやっていく。特に旧の西吉野村、旧の大塔村においては大変そういう状況であろうかなと、買物に行くにも買物に行けないということでも五條まで来る。バス代これだけ掛かる、往復でこれだけ掛かるとなったら大変それだけでもお金が掛かってしまうという状況もあります。そういうことを踏まえて、そういう民間の人たちが立ち上げていただくような、そういう支援をもしできるならそういうことも今後考えて、トータル的な五條市全域の公共交通がうまくなるような態勢づくりを今後進めてまいりたいと、そのように考えております。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） どうかよろしくお願い申し上げます。それには時期が迫っております。平成二十八年の遅くとも夏までには作っていたかどうか、本当に病院に行く足がないと言われる。病院に行く足があっても帰る足がないと、それが今の現状でございます。帰りにタクシーを使って帰る。だから三千円は負担になってくるんだというお話も聞かせてもらっていますので、どうかいい公共交通を早く作っていただきたいという思いで一杯でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に、所信表明の市長の冒頭の中に、「決意を新たにし、市民の皆様とともに汗をかき、市の未来を議論しながら、『元気な五條市』の推進に全力を傾注してまいります。」と、おっしゃっていただきました。どうか議論を深めながら、より良い五條市を共々に築き上げてまいりますと思いますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀） 以上で、九番山口耕司議員の質問を終わります。

次に、二番、平岡清司議員の質問を許します。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司質問席へ〕

○二番（平岡清司） それでは議長の発言の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。災害時の避難情報と避難所についてであります。

今年早いところで二月、三月頃に防災ブックが配布され、災害時の避難情報の種類、避難の心得、洪水、土砂災害、地震、そして避難所などが掲載され、紀伊半島大水害の教訓を生かした、防災ブックができたと思えます。

初めですが、防災ガイドブックについて、市民にどのように配布されたのかお答え願います。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

防災ガイドブックの配布につきましては、本年二月から三月に掛けてまして、市内全地区別で説明会を開催し、同時に地区自主防災会の御協力をいただきながら市民の皆様へ配布を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 全地区に説明会を開催して、自主防災会の協力を得て配布したということですが、そうすると自治会に入っていない市民の方々にはどういうふうに配布されたのかと、それと配布済み全市民に配られたどうかの確認は取れていますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

この防災ガイドブックは、災害時に自主的な避難行動ができるよう防災情報を取りまとめ、より多くの市民の命を守ることを目的として作成した大切なものでございます。そのため自治会に入っている、いないにかかわらず、共に助け合うという地区の自助・共助を推進する観点から、自治会に入っていない世帯につきましても自主防災会の御協力をいただき、現在、大半の世帯へ配布を完了したところでございます。

しかしながら、まだ未配布の方もおられることを考えまして、今後も広報五條及びホームページにおきまして掲載し続けるとともに、学校・社会福祉団体・消防団等のあらゆる関係機関に協力をお願いいたしますとともに、ガイドブックの未受領者に対するお知らせを新聞折込などの手法において配布するなど、五條市に住んでおられる全戸に行き渡るよう配布を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 自治会に入っておられない方も自主防災会の方にお世話になって配布していただいたと、しかし配布されたかどうかの確認は現在のところ取れていない。また五條ホームページで記載をしたり新聞折込などでやっていただいておりますが、そしたらホームページを見られない人、また新聞をとっていない人にどうやって配るんだということになってくる。これは非常に難しい問題ではないのかなど、郵送で送ったら全市民には行き渡る、しかしながら共助という部分でどうなのかなというふうに私も思うところがあります。そして自治会に入っていない世帯数、また名前は個人情報で明らかにすることもできないと思います。そのことを地域防災の基本としてそれぞれの役割に応じて今後自主防災会とも連携を取っていただいて、引き続き配布をしていただきたいというふうに思っております。

また、災害発生時に地区別で自治会に加入している、していないを把握していれば、救助活動も迅速にできるのではないかと思うのですが、どのように考えておられますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

議員の御指摘のとおり、自治会への加入状況を把握して、その名簿を基に安否確認等を行うなど、救助に係る対応が迅速にできる取組が大切だと考えております。

自治会の加入状況を名簿化して配布することは、個人情報保護の観点から限界があるところでありますので、この取組といたしましては、自主避難できない高齢で一人暮らしの方や一定の障害をお持ちの方を対象に、法令で定める避難行動要支援者として、本人の御同意をいただいた上で、いち早く救助が迅速に行えるよう名簿として整理したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） そうすると自治会の加入状況は個人情報保護の観点から名簿化することはできない、そういうことなので、災害救助態勢の強化を図るとともに、今後の課題として行政と自治会をもっと密にさせていただいて、そして加入の方を要請していただきたいというふうに思います。

次に、避難所の周知についてであります。防災ガイドブックに避難所が掲載されておりますが、洪水時に避難できる場所でも地震に耐震ができていない建物は避難できない。このような場合、各地区の市民にどういった形で周知されるのかお聞かせください。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御質問のとおり、災害の種別によりまして避難する場所が違います。これは二年前の災害対策基本法が、指定緊急避難場所等は災害の種別により指定するよう改正されたところによるものでございます。実際に避難する方々には、有事の際に、一体どこに避難すれば良いのか分りにくいケースも考えられます。

市におきましては、このような事態にならないよう、避難指示や避難勧告等を発令する場合は、その発令と同時に、どの避難所を開設するかをお知らせすることとしております。具体的には、携帯電話会社三キャリアによるエリアメールや登録メール、あるいはテレビ・ラジオによる伝達、また、消防団や自主防災による口頭による伝達を実施いたしまして、市民の皆様にお知らせするものでございます。

また、今回の定例会におきまして、防災行政無線整備事業に係る補正予算を計上しておりますが、御承認後は、平成二十七年度において西吉野地区、平成二十八年度には五條地区の整備を考えておりますので、完成後には、広範囲において即時一斉に情報伝達が可能となります。

また、国の方からは、有事の際は「伝達の多重化を図る」というような指導がございます。防災行政無線以外にも、いろいろな手法により、市民の皆様周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 避難所においても耐震ができていない、できていないは、市民の人は全く分からない、僕は消防団、そういうふうな関係、また議員という立場からここはできている、できていないというのは把握ができています。しかしながら市民というのは、避難所、例えば公民館がいつも避難所になっていると、そこに逃げたらいいのではないかということも多くの人が思っているのではないかと思います。

周知方法を幾つか答弁をさせていただいたのですけれども、日頃から避難訓練を重視される、また自主防災会でいろんなことを集っていたら、災害や避難について話し合えるよう、また行政の方からも御指導していただいたらいいのかなというふうな思っております。

次に、防災ラジオはFMやAM放送、そのほかに防災行政無線も受信することができ、価格は個別受信機の半額以下になってはいますが、視野に入れて考えておられますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の定例会におきまして、防災行政無線整備事業に係る補正予算を計上するに当たりまして、今回、採用しようと考えております防災行政無線専用機器でございますが、総務省も推奨する「個別受信機」以外に、いろいろな屋内向けの機器について検討いたしました。

今、議員から御指摘のありました、いわゆる地域振興周波数を用いた「防災ラジオ」でございますが、これも検討いたしました。防災ラジオは機器自体は安価でございますが、デジタル波をアナログ波に変換する必要がございます。試算では、防災ラジオを百台設置した場合の事業費の試算でございますが、七億七千五百八十二万円となり、また一方、個別受信機で整備した場合は七億四千六百万円となり、工事費全体としては、むしろ個別受信機で整備する方が安価ということになります。

また、防災ラジオは微弱な地域振興波を使用しますので、不感地帯が発生する頻度が高く、専用波でないため、一般の電波と錯綜するケースもございます。危機管理課でも防災ラジオを設置する和歌山県美浜町、京都府八幡市を訪問いたしました。今、御説明いたしました事象によるクレーム等もございまして、お薦めすることができない点もあるということでした。また、防災ラジオ以外にも、携帯電話網に特定小電力用無線機を接続した「情報告知システム」、また西吉野地区に整備されておりますCATV網を利用した「FM告知システム」などの検討も行いました。しかしながら情報告知システムにおいては設置コストが高い上に、運用開始後に通信費が必要となりますし、「FM告知システム」は対象地域が西吉野地区のみということになりますので、いずれの方法においても一長一短ございます。

こうしたことから、最終的な判断といたしまして、建設コストは大きな差異はないものの、音声も明瞭で安定した情報伝達が可能であること、また、運用後のランニングコストも安価であり、総務省も推奨する防災行政無線専用機器であることを考慮いたしました。個別受信機が最適であると判断したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番(平岡清司) 危機管理課でも検討していただいて、視察も行っていただいたと、私は実際まだ見てはないのですけれども、インターネットとかで見えていますと、防災ラジオの方が安くつくよというふうなことも書いてありまして、それで気になって今質問させていただいたのですが、周波数の問題とか通信制も不安定であると、そういうことで個人受信機の方がランニングコストも設置後安くつくということで、そういう理解でよろしいですか。はい、分かりました。

その次の質問に移ります。

次に、当初防災行政無線の整備は五億円程度必要と聞いていましたが、今回七億円以上も掛かるのはどういうことなのか御説明願えますか。

○議長(窪 佳秀) 山本危機管理監。

○危機管理監(山本修二) 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十六年年度の予算要求、すなわち平成二十五年十一月時点の試算では五億三千万円を予定しておりました。

その内訳は、屋外拡声子局は七十本の予定で、屋内向けに対応する個別受信機の整備は予定しておりませんでした。

その後、平成二十六年年度になってから、電波伝搬調査、基本構想を実施して行く中で、今回整備する地域全体に情報を行き渡らせるためには、屋外拡声子局は、当初概算時よりも五十本増の百二十本を整備し、また、災害時、人命の救助や災害時要支援者の避難を支援していただく方々に、より確実に情報を伝達するために必要な個別受信機も百台は必要であることから、平成二十七年、二十八年二箇年の債務負担行為として全体事業費七億四千六百万円を本定例会に計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(窪 佳秀) 二番平岡清司議員。

○二番(平岡清司) なぜ当初屋外拡声子局が七十本と想定されたのかということが、一つ質問なんですけれども、それとまた個別受信機においても予算が執行されたら百箇所程度設置するという事になっているのですが、五十本増えた理由と、また百箇所というのはどこに設置するのか、具体的にちよつと教えていただけますか。

○議長(窪 佳秀) 山本危機管理監。

○危機管理監(山本修二) まず屋外拡声子局が七十から百二十本になった理由でございますが、先にも御説明申し上げましたが、屋外拡声子局が七十本による試算は平成二十六年年度の予算要求を行うために、平成二十五年十一月時点で試算したものでございます。このときには、防災

行政無線の基本的な構想や電波伝搬調査も実施しておりませんでしたので、本市と同規模の市を参考にいたしましたものでございます。その後、平成二十六年二月以降に電波伝搬調査を実施し、実際には百二十本が必要であるということが判明したのでございます。

現時点での計画でございますが、個別受信機は実際に避難誘導したり避難行動要支援者を支援する方々、とりわけ自主防災会の代表者、また指定避難所、福祉避難所、それと関係機関に対しまして合わせますと、百台ということでございます。もう少し細かい数字で言いますと、自主防災会代表二十二、指定避難所五十三、福祉避難所九、西吉野支所、消防、警察等の関係機関が十五ということで、百台の設置を想定しております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） そうすると屋外拡声子局が最初七十本と想定したのは、他市の五條市と同じようなところと比べて参考にした結果だったと、そして基本構想をした結果百二十本が必要ということが分かったということですね。

個別受信機については、概算に入ってなかった、こういうことから五億三千万円から七億二千八百万円に金額が変わっているという理解でよろしいですか。次の質問になるのですが、次に、防災訓練についてです。

今年も七月四日に五條市総合防災訓練が行われますが、五條市一斉の防災訓練の計画はありますか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

現時点におきましては、五條市内各地一斉の防災訓練を開催する計画はございません。

現状では、防災訓練に市民の皆様方が参加していただく気運を高めることが大切かと考えております。現在は、その過渡期といえる時期かと考えております。五條市内各地一斉の防災訓練の実現に向けた気運の高まりを図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 現時点では計画は考えていないと、そうしたら今後どのような訓練をされていくのですか。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

いわゆる展示型訓練から参加型訓練というふうな部分に転じていこうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）私の一つの提案ですが、年に一度五條市一斉の防災の日を作って、避難経路であったり災害に応じた避難場所の確認などを重視する訓練を各地区でやっていただければ、非常に良いのではないかと思います。市長、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（窪 佳秀）太田市長。

○市長（太田好紀）二番平岡議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほどからるる危機管理監の方からお話がありましたけれども、防災の日というのは大変大事ではないかと、奈良県においてもそういうことを今現在やっています。七月の四日ですか、それに対してうちらも県と合同の形でやるということも考えておりますけれども、平岡議員が言ったように、五條市単独でやるのも当然良からうかなと、これも五條市として突発的な災害が来たという想定の中の訓練もするようという指示が現在きております。確かにいつ起こるか分からない想定の中で、訓練というのは当然想定をしているのですけれども、危機感がないということ、それでもやるのも大変大事であろうかなと、突発的なそういう災害の訓練は当然必要であるかなということ、いつ起こるか分からない災害に対しての訓練、これは庁舎を踏まえての訓練もやれという指示はしておりますが、そういう形の中で、今後その提案を受けて、いろんな形の中で、日を作るかということとは別としても何らかの形の方向性を考えていきたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）ありがとうございます。

私がなぜ各地区でやっていただきたい、防災の日を作っていたかとお申し込みすると、各地区の先ほど申しましたが、災害に応じて避難所に避難する、その経路であったり、地震だったらこつちに逃げる、水害だったらこつちに逃げるというふうな訓練を日々やっておくと災害が起きたときにすぐ避難できる、そういうふうな形を作っていたか、そしてまた非常に空き家もたくさん出ていますので、その中の避難する経路の中に空き家が倒れかけていたとか、瓦が落ちかけておった、そういうことも行政と連絡を取りながら、連携を密にしな

がらやっていたら、また非常にいいものができるのではないかと考えております。

また、近い将来、高い確率で南海トラフ地震が発生する恐れが危惧されております。そのためにも自助、共助の重要性を踏まえながら防災減災のための取組を充実しなければならず、皆様御存じのように、鹿児島県の口永良部島の大噴火でも過去の教訓を生かし、素早い避難、犠牲者ゼロ、そして日頃の備えと食料備蓄、避難訓練が防災の住民の高い意識をもたらし、迅速にパニックを起こさず避難ができたこととされております。五條市においても、是非とも五條市一斉の防災訓練をできることを願っています、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）以上で、二番平岡清司議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。
一般質問を続けます。

五番、吉田 正議員の質問を許します。五番吉田 正議員。

〔五番 吉田 正質問席へ〕

○五番（吉田 正）議長より発言の許可をいただきましたので、吉田 正の一般質問をさせていただきます。

先の議会でも質問させていただきましたが、空き家問題であります。

この前も空き家対策で申しましたように、空き家の増加は撤去費用と固定資産税の問題があるとされています。政府は空き家問題に対するため、空き家対策特別措置法を施行、倒壊などの危険がある特定空き家と判定された場合に市町村が強制撤去まで行える規定が施行されたと聞いております。また特定空き家には固定資産税の優遇措置が一因として除外する方針と聞いています。そのような中、本市においてはこれ

らを基にどのように取り組まれているのでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

全国的に適切な管理が行われていない空き家が、防犯、衛生、景観等の地域住民に深刻な影響を及ぼすケースが増えております。本市におきましても、空き家対策については、まさに喫緊の課題であるというふうには認識しております。

議員がおっしゃったように、本年五月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されまして、特定空き家等に認定されますと、除却、修繕、草木の伐採等の措置の助言、指導、勧告、さらに命令が可能になりまして、行政による強制執行も可能となっております。

空き家対策につきましては、UIJターンの住宅取得補助事業や空き家バンク制度事業など、本市で取り組んでおります移住の促進や古民家活用といった利活用の面と危険家屋などへの対応という大きな二つの側面が考えられます。これらのことを踏まえまして、関係課で現在協議をし、対応について検討を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 関係機関の会合をもって進めていくところですが、その施策の概要の中には国の基本方針に即した空き家対策計画を策定、協議会を設置とありますが、その辺はどういうところまで進んでいますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

放置しておきますと、倒壊など危険を及ぼすおそれがあるもの、また衛生上害を及ぼすおそれがある、さらに周辺の生活環境の保全に支障を来すなどの空き家の対策につきましては、先ほど申しましたように、庁内で会議をしているわけですが、庁内の実施態勢を整えまして、必要な計画の作成ですとか、さらに条例の制定に向けて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 現実、法も施行されておるのですけれども、まず現状の五條市内の空き家等の現状把握が大事だと思っておりますけれども、今

回の特措法では市町村に撤去命令、強制撤去までの権限が公室長の説明のとおり与えられたわけなんですけれども、今まで市としては危険空き家に関しては個人の所有物といった関係上、指導程度にとどまっていたように思われるのですけれども、これからは法の裏付けができたものですから法に乗っ取って措置をとっていかねばならないと思うのですけれども、まずその中で、先ほど言うたように、実態を調べるのが大事だと思うのですが、今回の特措法の中に市町村に対して情報収集のための権限として、立入調査、所有者特定のための固定資産税の内部調査、空き家等に関するデータベースの整備等が許されておりますけれども、こういったものを進める措置法の流れの中にも調査とともに、緊急空き家に対する緊急安全措置のようなものが盛り込まれているのですけれども、そういった条例等についてはいかがお考えですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 五番吉田 正議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、条例の必要性というのは十分認識しておるところでございますが、現状今すぐに調査を行うとかいうところまでは至っていないところが現状でございます。なるべく早い時期に取り掛かってまいりたいと、現状そういうふうな答弁になってしまうのかなと思います。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 時期は申しないけれども、取り掛かっていたらということ、いずれ条例等も含めてやっていただくことを理解しておきます。

私の知る限りでも、本市においても空き家問題というのは深刻化していると感じておるのですけれども、特措法に従って撤去まで強制的にいくというのも一つの方法だと思うのですけれども、少子高齢化の中で空き家が増えてくるというのも、いたし方ないのかなと思ったりもするので、まず特定空き家を出さないというのが一番ではないのかなと思うのですけれども、前回の質問でも言ったように、特措法のない中でしたが、上牧町や生駒市では条例を制定して特定危険空き家に対して解体補助金制度を施行し、危険放置空き家の解消を進めている。また奈良市では空き家の活用として本年度から地方創生交付金を前倒しし、空き家の実態調査を実施して特定空き家等対策計画を策定、空き家バンクを制定して貸主・借主のニーズを合致させる、空き家バンク登録物件に対し、活用に向け子育て世代の入居を促進するために購

入には五十万円、賃貸物件には二十五万円を上限に補助、または物件の所有者には荷物撤去費用の補助制度を検討していると聞いております。確かに本市においても、空き家バンク制度はありますが、他の市町村のように特定空き家に対する解体補助金や空き家問題を定住促進に利用し、空き家を減らす対策等現状を調査するとともに、五條市においてもこのような特定空き家を出さないための条例制定等についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

特定空き家と言いますと、イメージでございしますが、非常に危険な状況にまでなっておるといふようなことが通常特定空き家というふうな意味合いかなと考えております。

一番最初の答弁でも申しましたように、UIJターの補助金ですとか、空き家バンクをしてくださる団体に対する補助制度というのは五條市で予算化をしております。特定空き家になる前の段階で今使われていない家屋ですとか、いわゆる古民家ですとか、それがそのまま朽ちるといふふうなところにいくのではなしに、いろんな手段を用いまして、活用してもらえると、特定空き家にならないような手段を講じるのがまず先ではないのかなと。そういうことをやりながらまた別に並行して議員おっしゃるように、条例を制定して特定空き家に対する解体に対して補助金を出すとかさないとかということも含めまして、考えていきたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 結構五條市内にもそういうところが見られますので、早急な対策をよろしくお願いいたします。

市長にもお尋ねをしたいのですけれども、市長も御存じのとおり今言ったように無数の空き家が増えております。その中には日常生活に支障を来すような危険空き家もたくさん増えてきております。今、公室長にも質問させていただいたように、特定空き家に対する処置等の条例の制定についてと、そういう放置空き家を出さないための五條市としての施策についていかがお考えか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 五番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

実際現在のところ、過去にも空き家に対して地元住民からの要望というか、大変困っているというような案件が何件かあったのは事実であ

ります。そんな形において、現在本年五月から空き家等の対策の推進に関する特別措置法ということで、一つ踏み込めるようになったのは事実であります。いろんな形の中で、今後多分空き家が多くなってくるであろうと思っております。そういう形の中では、他市もいろいろやっておりますけれども、うちも地元に即した条例化を目指すべくやっていかなければならない、こういうようには思っています。

また、特定空き家に対しましては、いろんな形の考え方があろうかと思えますけれども、まずはそういうふうな形にならないような対策を講じるというところはいろいろとあろうかと思えます。それはいろいろとこれから担当課と協議をしながら進めてまいりたい。

また、条例化に関しまして、そのニーズというのか、そういう空き家に対してのいろんな被害、また地域住民からいろんな要請が多くなっていくことはあろうかと思えます。事前にそういう対応をこれからも検討しながら進めてまいりたい、そういうふうにご考えております。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 全国では八十九の市町村がそういういろんな形の条例を制定して、空き家対策に取り組んでおられるというふうにご聞いております。五條市でも一刻も早く取り組んでいただきたいと思えます。

また、先の選挙の際、市長のスローガンにもありましたように、住んで良かったまちづくりのためにもさらなる対策をよろしく願い申し上げておきたいと思えます。

次の質問に移ります。

市営住宅の共益費についてであります、市営住宅の現在共益費の徴収はどのようにやっているのでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 五番吉田 正議員の御質問にお答えいたします。

市営住宅におきまして、共益費を徴収されている住宅は集合住宅など、市内八箇所となっております。

共益費とは共同部分の電気、水道代及び合併浄化槽、管理などの維持管理に要する費用であります。

徴収につきましては、いずれの住宅につきましても、それぞれの団地におきまして必要な費用の額が異なるため、住民の自主的な管理により運営をお任せしているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）入居されている方に任せていることなんですけれども、その中でも支払われない方、入居者の中にはいると思うのですけれども、そういった方の徴収というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（窪 佳秀）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）共益費についての滞納をされている方につきましては、今現在市としては自主運営という観点から地元の皆様方に対応にお任せしているところでございますけれども、そういった相談につきましては、私どもの住宅係に何件か相談にきています。事実でございます。そのような中で、その方と対策等を取りながら、住宅係と協議しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）例えばそんな中、空室が当然あると思うのですけれども、その部分の共益費、これは当然家主さんが五條市ということになるので、入っていくようが入っていきませんが、五條市が当然その部分については負担をされるかと思うのですけれども、その辺はいかがなものですか。

○議長（窪 佳秀）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）五番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

特段の事情、いわゆる集合住宅の中で募集等の状況によりまして、過半数以上の空き家が発生しているという場合もございます。そのときにつきましては、入居者の方と御相談しながら、応分の市の負担を図っていかねばならないというふうなこともありまして、現実にそう措置したこともございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）私の知り合いの中で、市営住宅の入居者の方がおるのですけれども、その方が今自主管理されている共益費の徴収の役員をされておるのですけれども、なかなか払ってくれない方が多数いるということで困っております。当然払っていただけない入居者が多いという事は、本来行わねばならない共益費の中にある部分、例えば浄化槽の維持管理等をすることができないということで、非常に困っております。

ます。逆に維持管理ができていないということは管理義務に違反しているということになるかと思うのですが、市としてはこのような状況というのは把握しておられたのか、また把握したとするのであれば、そのような方への対策はいかに取っていたのか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども言いましたように、私どもの住宅係の方に御相談に過去みえられたことも記憶にございます。そのような中で、管理されている代表の方と協議をしながら進めておるといのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 先ほども説明の中で住宅によって共益費の金額が違うということで、自主的な徴収やということなんですけれども、一般ですと賃貸マンションであったり、アパート等に関してやったら、共益費というのは家主さんが家賃と一緒に徴収されているのが通常だろうと思うのですけれども、金額はばらばらだといっても、それは市として把握できるわけですので、市が家賃と一緒に徴収するというわけにはいかないのですか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 五番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども言わせてもらいましたように、各団地によって費用がまちまち、それから月によっても費用がまちまちという現状でございます。それを一括になかなか把握し、徴収するというのは、越えなければならぬ高いハードルもあると考えております。

その辺につきまして、県内の他の公営住宅等その辺も調査しまして、進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正） 街灯の費用であったり、その辺はある程度精査してもらったら金額的には分かってくるのではないかと思うので、できれば住民同士で払ってくれる、払ってくれないで、取り立てではないですけれども、いがみ合うようなことになっても、安心して住んでいただく

というわけにいかないと思うので、なるべく市の方で徴収の方策を練っていただけならと思います。

また、払っていただけない方に対しても、行政の方でもっと協力というか、バックアップしていただいて、そういう形の中で、皆さんからお支払いいただくような、行政指導の方、よろしくお願い申し上げたいと思います。

……、こんな市長に聞いてもしようないな。(笑声) そういうことで、よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(窪 佳秀) 以上で、五番吉田 正議員の一般質問を終わります。

次に、十番、吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番(吉田雅範) ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

初めに、大塔町の復旧・復興についてお尋ねしたいと思います。

大塔町の復旧・復興ですけれども、大塔町全体を見たときに、まだ復旧・復興の方は半ばでないのかなと考えておる次第でございます。元の生活に戻るには後少し時間が掛かるのでないのかなと思っております。全力で取り組んでいただいておりますことは承知しておりますのですけれども、迅速にやはりやっていただきたいと思っております。

災害に遭った大塔保育所、そしてデイサービスセンターの今後の対応策について、お尋ねしたいと思います。

○議長(窪 佳秀) 福塚市長公室長。

○市長公室長(福塚勝彦) 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

大塔町にございます、大塔保育所、デイサービスセンターの今後の活用ということでございますが、庁内で関係課が寄りまして奈良県の支援も受けてプロジェクト会議ですとか、それに関係する作業部会を開催し、検討を行ってまいりました。

デイサービスセンターおおうにつきましては、被災の程度が大きかったことから、解体する方向で、跡地の活用については今後地元と調整を行いながら進めてまいりたいと。

次に、大塔保育所につきましては、平成二十七年七月以降は用途の変更が可能になるということから、地元の方々に有効に使っていただくことを中心に考えておるところでございます。

さらに、大塔小・中学校という施設もございますが、大塔小・中学校については、地元住民はもとより、市外、県外からの人たちも使っている、交流が図られるような活用方法を検討しておりますが、本年秋をめどに結論を出していきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今、公室長おっしゃっていただいたのですけれども、保育所については地元の方が使っていただくと、大変有り難いことだと思っております。デイサービスは、壊さなければならぬということですね。土砂が入ったのでね。はい、分かりました。

それと今、答弁の中で、小・中学校という問題をあげていただいたのですけれども、小・中学校も今現在大塔赤谷のキャンプ場が災害に遭って、まだ全然進捗しておりませんので、また建て替える方向になると思うのですけれども、そういう小・中学校を利用した他市からも来ていただけるような野外教室などに活用していただくのが一番有り難いかなと思っておりますので、その点どうですか、もう一度お願いします。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

非常に立派な施設でございます。例えば大学のゼミの活動ですとか、小学校、中学校の野外活動には十分使っていただける施設でございますし、またいろんな工具もそろっております。そこで仕事をする、実験的に仕事をしてみるというようなことにも十分使っていただけるような施設でございますので、先ほども申しましたように、市内外、県内外の方に幅広く使っていただいて、地域がにぎやかになる、活性化の一助になるというふうな使用の仕方を考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 大変有り難いお言葉をいただきました。ありがとうございます。是非ともそういう方向で検討していただきたいと思います。次に、五條市全域の買い物支援についてお尋ねしたいと思います。

五條市全域で高齢化が進み近くに店舗がありながら、足腰が不自由で買い物に行けない方、ましてや西吉野町・大塔町の高齢者はもちろん

のことですが、高齢者、また障害者への現在の買い物支援と今後の取組についてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

大塔地区におけるふるさと復興協力隊がこの六月末をもって終了することから、買い物弱者に対する支援について何が必要なのか、課題を検討した結果、生鮮三品など生活のために必要な食料品・日用品を購入するのが困難な状況にあることが分かりました。また、御近所の助け合いもありますが、今後ますます進む高齢化に移動手段の確保も難しくなることから、安定的に買い物支援を受けることができる仕組みを作る必要があります。買い物に行きたくても様々な事情で行けない。また自分の目で商品を見て買い物がしたいという住民のニーズなどがあり、拡幅式の移動店舗販売車を用いて既に川上村や吉野町で移動販売を実施しております吉野ストア株式会社と五條市が連携をしながら、大塔町を三から四ブロックに分けて、週一回程度移動販売車を集落ごと、また必要に応じて家ごとにルートを設定し、移動販売を行い、目に見える問題点や何にどのくらいの経費が掛かるかという買い物支援実証事業を行おうと考えております。

また、買い物物を済ませた住民の方々が集まり、お茶を飲んだり会話を楽しんだり、物を売る場所だけでなく、住民の「きずなづくり」につながるコミュニティの場にできる支援態勢などもとっていききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 大変有り難い前向きな答弁ありがとうございます。

今大塔という、試験的に吉野ストアの移動販売ということですね、やはり西吉野もお年寄りがおりますし、また市内全域にも近くにあるのだけでも歩いて行けない、また障害者の方もおられますので、その点も一緒に考えていただきますようお願い申し上げます。

考えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま申しましたように、大塔町は買い物支援としては五條市で一番条件の悪いところだというふうに考えております。そんな中で、この六月に国の補助を受けた事業が終わりますので、今後国の事業がまた始まったときに、どういうふうな手法でいくのが一番効率よく、また

住民の方に指示されるものかということを含めて今回の実証事業を進めていくつもりでありますので、当然予算の方が確保できたら、そのようなことも考えてまいる必要があると考えております。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） どうかよろしくお願いしたいと思います。

次に、子育て支援について、御質問申し上げます。

市長の所信表明にもありましたが、本年四月から子ども子育て支援制度が始まり、本市でも新たに四月から本町、また田園の二箇所で公立の学童保育所が開設されました。対象児童の年齢も拡大され、小学生が放課後の時間を健全に過ごしていることと思います。大変また、そして望んでおった保護者の方も喜んでおられるというふうに聞いております。そこで、ゼロ歳から就学前までの児童と保護者に向けた子育て支援が民間ボランティアの方で進めて行っておられるのですけれども、例えば「にじいろ電車」、お母さんたちが他市の活動を見に行き、知恵とアイデアを持ち寄って立ち上げたと聞いております。行政が民間に引っ張られるということもありきだと思えますが、子育てで学校整備、教室を整備したとありましたが、具体的にどのような整備をされたのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う調査結果を見ますと、多くの保護者が子育てに喜びを感じている一方、少なからず孤独感や悩み・不安を抱えている状況にあることが伺えます。

その孤独感や不安を解消するために親子で参加でき、いろいろな情報交換や支援を受けることのできる子育て教室や集いの場合は、子育て支援において重要な項目になります。

平成二十七年度的における就園前の子育て支援として、各種教室や集いの場合は、五條市、民間保育園、ボランティアグループなどにより開催されております。

今議員が御指摘のとおりでございます。五條市では、五條児童館で子育て教室としまして、ゼロ歳児対象の「びよびよ」という名称のもの、本年度から開催をしています一歳児対象の「バンビ」、二歳児を対象とした「おたまじゃくしの集い」、一歳から五歳までの児童を対象とした「つどいの広場」を主催しております。

また、カルム五條の主催では「離乳食教室」や父と子で参加する「パパサロン」も開催しております。

市内の民間保育所でも、就園前の児童・保護者を対象に定期的に子育て教室が開催をされています。

また、田園地区社会福祉協議会による親子ふれあいのボランティア教室といたしまして「ハッピーマザーサロン」、育児をしている母親が中心に活動している子育てサークル「にじいろ電車」が運営されています。

具体的な「つどいの広場」、「子育て教室」の実施状況といたしましては、五條児童館の「ぴよぴよ」が月一回の開催で七組程度の参加、「バンビ」が月二回の開催で十組程度の参加、「おたまじゃくしの集い」が月三回の開催で二クラス編成十八組の参加、「つどいの広場」が週二回の開催で二十組程度の参加、また、なかよし保育園の「ひまわり親子教室」は月一回の開催で二十組程度の参加となっております。

「ハッピーマザーサロン」は、月一回の開催、「にじいろ電車」は月二回開催されております。
以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）市の方でも大変取り組んでいただいて、子育てに関して昨年よりも今回は大変進んでいただいていると思うのですが、他市のことをまねするのでもありませんけれども、民生児童委員さんが協力をいただいて主催として、そのバックアップとして健康福祉課なりがやっているわけなんですけれども、五條市において民生児童委員さんが、これで挙げさせていただいたら「それ行け、ワンパーク」というような形の、部長にも前に言わせていただいたのですけれども、今後こうして民生児童委員さんが子供たちの場所に行って指導するなり、そういう形をとってもらえるのが有り難いかなと思うのですけれども、部長、どう思われますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり大変世代間交流というところもございまして、お年寄りの健康増進にもつながるといふこともございまして、地域の民生委員さんにお話をさせていただきまして、また御協力いただけますように依頼をしたいというふうに考えております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）是非ともよろしく願いたいと思います。

そして、子供を対象にさせていただく支援というのはもちろん大事ですし、特にゼロ歳児から三歳児までの親御さんが、子育ての支援の充実ということが一番大切なことなんですけれども、その中で、そこに来られる母さん、子供さんというのはいいのですけれども、来られない、また行きにくいとか、そういうお母さん方がたまに見受けられると思います。そこで考えられるのは、孤独感からの育児ノイローゼ、そしてまたそううつ等の解決策として子育て世代のお母さん同士、子供さんも含めてですけれども、中心にゲーム、体操、遊びながら親子の交流というものが一番大事なかなと思っております。そこでそういう交流の中で、ママの心のケアにもつながると思っておりますので、是非とも幼児の頃から家に引き込ませない、親共々そういうどっかの場所に行くということを市としてあつせんしていただきたいと思っております。

今後、本市の子育てに対する将来のお考えをお聞きしたいのですけれども。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

市としてということをおっしゃるとなかなか重たくなりますので、なかなか難しいのですけれども、カルム五條におきまして、出生から今議員が御指摘のように問題を抱えている親子さんでありますとか、そういった方については保健師がケースとして持って、随時ずっと追いつけております。その情報につきましても、児童福祉課と共有をしながら追いつけておりますので、その辺に関しましては、ケアをしていっておるのではないかなというふうには、私個人としては思っております。

ただ子供さん、親御さん、少なくなってきたので、なんとか健全育成と言いますか、健やかに安心して住み続けられるような五條市となりますように努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。そこで市長にも同じ御質問をさせていただくのですけれども、今後の本市の子育てに対する将来の市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

るる担当部長の方から私の思いというのも言ってくれたのかなと、当然私がしゃべることを部長が言ってくれたので、そのとおりだなとい

うふうに聞いておりましたけれども、実際少子化という形の中でゼロ歳児から、四月からもいろいろ学童保育とか取組をやらせていただきました。いろんな形の中の他市でもいろんなことはやっております。ただ五條は五條のやり方があるのかと思いますので、そのニーズに応えながら今後いろんな状況を把握しながら、また保護者の皆さん、また地域の皆さんで連携を取りながらやっていきたい、いろんな形の中で子育てということは大変大事であろうし、先ほど吉田議員が言ったように、大変育児ノイローゼというようなことになる方も大変最近では多いというように聞いております。そんな形の中で、もっと保護者の方もケアできるような態勢が構築できるように態勢をしていきたい、そういうように考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） よろしくお願いいたします。

次の質問にいきます。

先日来、広報にも載っておったのですが、五條市新婚世帯住宅取得補助金について御質問させていただきます。

内容と期間についてお聞きしたいと思います。市民の方からもちろん新婚の方からです。担当課に問合せたところ、登記等が新婚さんお二人のどちらかの名義でなければならぬとの回答だったので、そのお二人さんは給料の関係から住宅ローンが組めないと、だから断念せざるを得ないのかなという御相談があったわけです。登記等が本人の名義でなければならぬと、これが条件の中に入っておるわけなんですけれども、それでは少し絵に描いた餅にすぎないのではないかなと思います。幾らその補助金制度に充てたいと思っても、実際若い世代の新婚さん夫婦ですと、高額な給料をいただいております。住宅ローンが組めないと、しかし名義人等で確認、名義人がお父さんなりの場合でしたら、もう駄目だというような説明だったし、この文章でもそうだと思います。そこで、公室長にお聞きしたいのですけれども、これについて市としてどういう認識でおりますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

そもそもこの補助制度と言いますのは、五條市への定住を促進し、五條市の人口の維持、地域の活性化を図ることを目的として創設された制度でございます。

当該住宅取得に対して補助する、しないという判断でございますが、今要綱にもホームページにも書かれておりますように、その住宅に對しまして、夫婦双方、またはいずれかの名義で登記をされておるといことが補助する、しないの判断の基準になっておりました、いろいろ事情はあろうかと思いますが、例えば新婚世帯が親御さんの支援を得て住宅を取得する場合であったとしても、判断基準は今制度化されている、明文化されております制度を判断基準として運用してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それでしたら、そういう方針でいくのでしたら、もらえる新婚世帯というのは、少ないと思います。そこで登記等だけこだわらず、やはり本当にそこで新婚の家を建ててお父さんがローンを払って息子さんなりがお父さんに返していくと、そういう形が多いのではないかと、そこでそれだったら先ほども言わせていただいたように、なるほど素晴らしい、これはやっていただいたら補助金上限五十万円、一〇パーセントの五十万円、五十万円でもやはり有り難いと思います。まして、同じページにありますUIJターンの住宅取得、これも登記等で確認となっています。そしたら戻ってきて、お金がなくてこれもまた自分の親にでも借りて建てると、住宅ローンを組むとか、そうした場合でも駄目だということですね。

公室長、もう一度お願いします。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

確かに、厳格に運用すると補助を受けられる方の数が減るとい可能性はあるかもしれませんが、やはり公金でもって補助していく、支援をしていくということでございますので、判断基準として明確に説明がつくような運用をしておりますのが行政として必要であると考えておりますので、現行の制度のまま運用してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 税金を補助金としてもらっていたかどうかのだから、それはもう厳正にやってもらわなければならないけれども、やはりこの登記等で確認するというのが……。

実際私のところに来ていただいた方、平成二十六年に結婚されて、そして今現在家を建てているのです。いいのが載っているからといって問合せをしたら、「僕、おっちゃん、ローン組まれへんのえ」と、「自分とこの家の仕事手伝うよって、お父さんから給料もらうけれども、それだけではとてもやないけど住宅ローン組まれへんさかいに、それやったら親が俺が組んだる、お前に月々渡す分から幾らかずつでも返済せえよという話がついたんやけれども、それやったらもらわれへんのえ、聞きに行ったら。」ということでしたので。もう少し、実際にうそのことでは駄目ですけれども、実際にそうやって家を建てたり購入したりしてやる補助金というものは、本当に出していただけないのか、このとおりに四角四面にいくのか、それとも私が言っているように、親のローンでも息子が新婚世帯がそこに住むのであれば、補助金をやっていただけるのか、もう全然協議する余地はなしですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申しましたように、事情はそれぞれあるかと思えます。今この場で、四角四面でこのままの運用しかないのかというような質問でございますが、今この場では現行の制度のままで運用していきたいと、そういうように答えるしかないというふうな状況でございます。

（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この場はそれでよろしいですけれども、協議はしていただけるといいうことに認識させてもらってよろしいですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

国の地方創生の制度にも、それに乗っかってといいますか、活用してやっておるところでございます。財源の裏打ちがあるので、やっておるとい側面もございすし、市にとって非常に有効な制度とは我々考えておるのですけれども、やはりどこかで基準を設けてやっていかないといけないというのと同時に考えておるところでございますので、現行制度で運用していくところでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたらもうこのままでやると。これそしたら、何回も言うけれども、ほんまに絵に描いた餅で、なるほどいいことはやっ

てくれているのだけれども、実際頂けないということですね。そうなると、こんな、これしかかって三十前後、そら高給取りはおるかもしれないけれども、新しく、まあそりや五十でも新婚の人おったらそれは給料もたくさん取っているから購入できるやろけれども、実際これ、ほんまに絵に描いた餅になってしまえへんのかなあ。やっぱり市民の方が良かったよということ、またUIJターンの五條市に戻ってきて、この場合だったら限度百万円ですよって、頂けたんやとなるけれども。……市長、どうですか。ちよつと……。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

公室長の方からる説明がありました。これは地方創生の先行型での新婚世帯の住宅の補助金ということで説明がありました。当然吉田議員の言っていることも理解はできます。しかしながら、このことに関しましては、新婚世帯の皆さんに補助を出すということでの基本原則です。

当然その人たちが家を建てる場合、お金もないということで、住宅ローンでやるという、それに対しての補助金ということの認識である。

それを親がローンをして、親がそういう形の中でするならば、当然新婚世帯の皆さんは自分の登記上にはなっておりません。当然固定資産も親が払うと、自分から自らの力で登記もし、固定資産税も払う、それが現実的に長く、ずっと一生おってくれるのではないかなと、もし親が出して逆に自分が金を払ってないのであれば、何年かたった場合、またどっかに移住をするような可能性もあるのではないかなと。となれば、基本原則として、やはり新婚世帯の夫婦のみにするというのが私は当然であろうかなと、確かに吉田議員が言うのも当然であろうかな。でも、絵に描いた餅と言いますが、これは絵に描いた餅ではないと私は思うし、実際意味がないということもありますが、確かに少ないかも分かりませんが、それはやってみなければ分かりませんが、ただそういう形の国からの施策の中で行政も今これに乗りかかってやっていると、ただ私たちは今これだけ一つを考えているのではないのです。今新婚世帯の補助金ということもありますけれども、今五條市は五條モデルを作ろうとして今現在やっているところ、というのは、本当に新婚世帯の皆さんが五條市にこの補助金を出して残ってくれるのかなと、もう当然橋本市ではこの補助制度は、地方創生以前に補助制度を出しております。過去にも五條市でもこの取組を考えた経過がありました。しかしながら、それをしなかった経緯があります。それは、お金の面を張るのは本当にいいのかなと、それで本当に残ってくれるのかなという思いがあったわけです。今回地方創生の先行型での予算が流れてきたということ、乗っかかりました。ただこれだけでは確かに残ってくれるかということは、私はまだ不透明なところがあるということで、三点セットでいこうという今そういう取

組をしています。

一つはこの制度に乗っかること、そして今銀行、近畿財務局、この間からも会議をしました。銀行全てを集めて住宅ローンをどうか還元してくれないかと、もっと下げてくれないかということの今の取組をしています。三点目、これは住宅メーカーにおいて、これだけ自治体もまた銀行もローンを下げていく、そうすれば要するにメーカーもある程度のこれに対する付加価値を付けてほしいということで、今現在進めているところでもあります。それが三点セットに、もしつながれば、より多くの皆さんがもっと付加価値を付けて残ってもらえるような状況になるのではないかと、そういう実際取組をしています。

この端的な形の中での住宅の新婚世帯の補助金だけではなくて、今言うたように、銀行のローンも引き下げるような今お願いもやっている。また住宅メーカーに対しても、それに対する付加価値を付けていただきたという、そういう三点セットの取組で現在進めているということ、より私は今後この形はどうなるか分かりませんが、うまくいけばもっと逆にいい方向に進んでいくのではないかなというように思っております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今市長がおっしゃっていたのですけれども、本当にできるだけ目に見えた形で若い世代が五條市に住んでいただけるようにいろいろな御努力をしていただいておりますのを今聞かせていただいたのですけれども、そういうのを早急にして、少しでも補助金をいただけるという新しい新婚世帯の方が喜んで五條市に住んでいただけたらと思いますので、本当に十分検討して新婚世帯が住んでいただけるまことにさせていただきます。

次の質問にまいります。

所信表明と議案説明について、作成についてお尋ねしたいと思えます。

以前にも予算委員会、もしくは決算委員会でお尋ねしたと思うのですけれども、市政の方針の中に出てくるのは法律の部分があるので、障害者の害という字は漢字になっておるわけなんですけれども、そこでお聞きしたいのですが、漢字表記なんですけれども、どんなとき、またどんな意味で害という字を使用するかお尋ねしたいと思えます。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

公文書を作成する際の用いる字や用いる言葉は、「公用文における漢字使用について」とか、「常用漢字表」などに基づいて使用し、作成しているところでございます。

このたびの所信表明と議案説明につきましては、これらを基に作成しておりますが、吉田議員おっしゃる「障害者」の「害」という字でございしますが、これらを基に漢字で表記しております。

全て漢字で「障害者」の表記については、少し前になりますが、平成二十四年七月に、内閣府が、全国二十歳以上の日本国籍を有する方、三千人を対象に「障害者に関する世論調査」を実施しておりますが、一千九百三十一人の方から回答を得たところでございます。

その中で、「しょうがい」の表記について、ふさわしいものというふうな項目がございまして、「しょうがい」の、「がい」の字をひらがなに表記する、ひらがなで書くのがふさわしいという答が三五・五パーセント、常用漢字表のとおりに、しょうがいの「がい」の字を漢字で表記するのがふさわしいとする回答が三三・八パーセント、ほぼ同数であったようでございます。どちらでもよいというのも二一・九パーセントであったようでございます。

近年、公文書や広報紙等で、ひらがな表記を使っておる自治体がある一方で、ひらがな表記に反対する意見もございます。

「障害者基本法」ですとか「障害者総合支援法」など、法令や条例などの名称は、漢字表記となっております。表記の統一がなされていないのが現状でございます。

公文書は、それを読み、また聞く人の立場に立って、不快に感じる言葉はできるだけ使わないというのが原則でございますが、現在の漢字表記が誤りであるということではございませんので、本市といたしましても、「障害」というふうな表記のまま、表記につきましては現状のまままで対応してまいりたい、運用してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたら公室長、私も思うんですよ。法律的とか問題はないのですけれども、「害」というのは、私の個人の認識ですけれども、災害、被害、悪いことにしかありませんね。なんか「害」のあることと、それが障害をお持ちの方に対して国全体としたら関係ありませんよ。

それは漢字表記であろうが、何表記であろうが構わないけれども、本市として倫理上、また人道的に考えてひらがなで「がい」と書くのが適切ではないかなと、個人は思っております。そこで、この質問させてもらうのですけれども、今後本市として漢字表記でずっといくと、どんな場合においても、そういうことですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

議員も自らおっしゃいましたように、それぞれ漢字表記ですとか文字の表現に関しては思うところがいろいろあると思います。先ほども言いましたように、不快に感じるというようなことは行政としてはできるだけ避けるべきではあるかと思いますが、障害者の害という字を漢字で書くということが、すなわち適切でない漢字を使っているということには結びつかないということでございますので、五條市としては公文書など、現在の運用で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。

そこで、ちよつと教育長にお尋ねしたいのですけれども、教育長の見解というのはどういうお考えをお持ちか。

○議長（窪 佳秀） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

以前にも委員会か何かでこのお話しがあったというように、私は記憶しておるのですけれども、実はそのときにも申し上げましたけれども、障害という言葉は普通に辞書を引くと二つの表記がございます。一つは物事の達成や進行を妨げるもの。もしくは妨げることを障害と指すという引用の場合です。もう一つは、身体の器官や能力に不十分な点があること。また差し障りがあること。こういう二つの使い方がございます。前者の方は最初からそういう適用でこの言葉が使われていたのですけれども、身体に関わつての部分は、後で対応されたというような意見、説もございます。実際にこのことについては、私も以前仕事の関係で国の関係とかいろいろお話を聞いたこともあったのですけれども、一番近いのでは、先ほどもアンケートの結果が出ていましたけれども、同じように内閣府が二十二年にこの問題について一定の見解を出されました。「法令等における表記、もしくは公的文書における表記は当面漢字を使った障害という言葉で表現をする。」というのが、内閣府の

考え方であります。それから文部科学省の方も確認をいたしましたら、他にもそれに類似するような文字もあるようですけれども、障害という言葉についてはそれに準じて公的な、いわゆる法を含む公的な部分については漢字の「害」を使うというのが、先ほどからお話したろうというふうには私は思っています。しかしこのことにつきましては、例えばかつて奈良県で障害児学級という、今の特別支援学級です。この障害児学級となったときにもいろんな論点がありまして、結局国の方は特別支援学級という表現を使つてまいりました。様々な意見があるということの一つの証ではないのかなというように思っています。現在でも先ほどあつたように、一部の自治体でありますとか、それから特に教育・福祉の面で害という漢字を避けてひらがなを使っているという例がございます。個人的なレベルの中で、この文字に対する意見も実際にあるのが現実です。私自身とすれば私もひらがなで使つたときもございますし、また公的に漢字を使つたときもございます。その言葉の本身は、私は思いがあるからそういう使い方も私的には尊重されなければならないのではないのかなと思うところです。しかし五條市の教育委員会の部分からいきますと、文科省なり内閣府が使っております、いわゆる法令や公的なものに関しては現在のところ「害」を使つていくという方向で考えていきたいというふうに思っているところです。

以上、答弁とさせていただきます（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今教育長がおっしゃっていただいたように、法律など公文書の場合は文言どおりに書かなあかんで、害という漢字を使つていただいてもいいと思うのですけれども、やはり五條市が市政報告なりを出すときの場合においては、法律に関わらない限り私はひらがなの表示をしていただきたいと思っておりますので、それはお願いして、終わりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 以上で、十番吉田雅範議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後二時四十五分まで休憩いたします。

午後二時三十五分休憩に入る

午後二時四十六分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

三番、牧野雅一議員の質問を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一質問席へ〕

○三番（牧野雅一）それでは議長から発言の許可をいただきましたので、三番牧野雅一の一般質問を通告に従いまして始めさせていただきます。理事者の方にお願いたします。御存じのとおり六項目十三の質問項目を挙げさせていただいてあります。何とか九十分の持ち時間以内にこれを終了したいと思いますので、理事者各位に至っては明瞭、的確な答弁で御協力のほどをよろしくお願いいたします。

まず最初に、大塔町の復旧について、復旧・復興の現状と今後の取組についてでございます。

改めまして、平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福と、いまだ安否確認ができていない四名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から、はや四年足らずの月日が流れておりますが、地域にお住まいの皆様にとつて復旧は目に見えて粛々と進捗しておりますが、復興はまだまだ遠い道のりであります。県は、平成二十七年以降は復旧・復興から地域振興という新たなステージへと移行させ、さらに目指す姿を明らかにした取組を進めるため、これまでの『復旧・復興計画』と『南部振興計画』を統合した新たな計画として『南部振興基本計画』を策定され、市長の所信表明にもありましたように昨年十二月二十六日をもって避難指示、避難勧告が解除され、被災された市民の方々も御自宅に戻られることとなりました。

また、本年四月三十日には道の駅「吉野路大塔」のレストランを帝塚山大学の学生さんの手によって「テヅカフェ」をオープンしていただいておりますが、現状と今後の取組についてお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀） 泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治） 三番牧野議員の御質問、大塔町の復興についてお答え申し上げます。

まず、十番吉田雅範議員への答弁と重複するところがありますが、お許しを願いたいと思えます。

平成二十三年九月、大塔地区が甚大な被害を受けた紀伊半島大水害から三年九箇月が経過いたしました。

国土交通省始め林野庁、奈良県及び五條市が一丸となって取り組んでいます。復旧・復興事業について申し上げます。

まず、赤谷地区の土砂ダム緊急対策事業であります。砂防えん堤の本堤が完成し順次施工中で、平成二十八年度完成に向けて取り組んでいます。

次に、宇井地区では、国土交通省により清水地区の斜面对策等の工事を現在上部から施工していただいております。また、五條土木事務所におきましては、熊野川左岸側を災害復旧工事により護岸工の施工をしていただいております。

次に、堂平地区地滑り対策事業につきましては、林野庁の三期工事も完了し、現在四期工事の実施準備中で、平成三十年度完成に向けて取り組んでいただいております。

次に、辻堂地区につきましては、県におきまして鍛冶屋谷、柳谷の砂防工事を行っていただいております。

鍛冶屋谷につきましては、平成二十六年度にえん堤が完成し、引き続き山腹・床固め・水路工等の施工を順次進めていただいております。

一方、柳谷につきましては、平成二十六年十二月二十五日に本堤が完成し、昨年十二月二十六日をもって避難指示、避難勧告が解除され、現在副堤工事などが施工され、平成二十九年度完成に向けて取り組んでいただいております。

次に、惣谷地区のクマミ谷地滑り対策工事につきましては、県による事業で、横ボーリング、集水井の施工中であり、五月十八日からは、県道部分の工事を夜間作業で七月十九日まで施工していただき、平成二十八年三月末完成予定と聞いております。

また、う回路につきましては、引き続き路面補修、排水工の補修、雪寒対策などを県により実施していただいております。

次に、本年度より大塔支所復興対策室で行っています、小規模住宅地区改良事業につきましては、新天辻住宅四棟、新宇井住宅二棟の改良住宅六棟が完成し、現在、宇井地区におきましては、(仮称)宇井防災コミュニティ施設の建設工事、市道宇井線の改良工事に着手し工事施工中であります。

その他、面的整備の計画としましては、平成二十八年度末の完成を目指して、市道川西線の復旧、鎮魂広場の整備、トイレ棟の整備、軽スポーツ広場、ヘリポートの整備など、周辺の復旧に併せて進めていく計画であります。

また、南部振興基本計画とも連携を図りながら、復興に向けて、大塔町地域に多くの観光客に来ていただきたく誘客促進の仕掛けづくりの一環としまして、本年四月三十日に「吉野路大塔」レストランを帝塚山大学との連携協力により週末営業ではありますが、若い人ならではの発想を経営や商品開発に生かし、農山漁村のにぎわいづくりにつなげる狙いで、国土交通省の事業を活用し大塔町の復興・活性化に取り組ん

でいただいております。

また、庁内におきましては大塔町の復興に向けた地域づくり検討プロジェクトを昨年より立ち上げ、大塔小学校・中学校、大塔デイサービスセンター、大塔保育所などの大塔町公共施設等活用等検討プロジェクトチーム、作業部会で、大塔町全体を見据え復興に向けて取り組んでいます。

今後も、地域住民・関係機関とともに、協議、検討を重ねながら住民の皆様が安心して生活できるよう全力で復興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）三月定例会でも申し上げましたように、復興・振興に向けては、大塔支所だけでなく、部署の垣根を越え理事者並びに各位、議会があらゆる観点から現状を見据え、あらゆる角度から未来を考え、そして皆が協力し、一つになって取り組むことが真の復興・振興への近道であると考えます。

今後におきましても、真の復興・振興に向け、引き続き取り組んでいただけますようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目、訪れてみたくなる地域づくり。

県が作成されました南部振興基本計画にある『訪れてみたくなる地域づくり』の中に、「南部地域には観光資源となり得る魅力的な地域資源がたくさん存在しており、その活用が求められています。さらに、新たな観光客層を開拓するため、観光資源の創出が求められています。」とあります。

所信表明でも、五新鉄道跡地を活用した吉野川及び新町周辺の周遊観光の拠点施設建設に向け、野原側堤防から新町への周遊促進につなげ、水辺や町並みをゆつくり楽しんでもらうための遊歩道付きの道路整備に取り組みされているともありました。

まず初めに、吉野川周辺について先の定例会の予算審査特別委員会総括質問において、質問、お願いし、継続が危ぶまれていました吉野川河川敷の「鯉のぼり」が、担当課及びその他市職員の皆さん、実行委員会の皆さん、ボランティアでお手伝いいただいた各種団体の皆さんの官民一体の協力のおかげをもちまして、今年も無事に終了し、今後も継続していただけることとなりました。この場をお借りしまして、お礼申し上げますと思います。

吉野川河川敷の「鯉のぼり」は当初、有志の方々が「吉野川こいのぼり実行委員会」を立ち上げていただき、十五年間継続され、河川敷における季節の風物詩に成長し立派な「観光資源」に成り得ておると思われます。

また、「吉野川やな漁」もしかりでございます。我が国最古の歴史書に記された吉野川のやな漁を伝えていくために、毎年秋に「やな漁」体験をお楽しみいただけるように、平成十四年九月十六日、吉野川で約三十年ぶりに「やな漁」が復活、オーピングイベントが開催されました。このイベントは、かつての吉野川の清流を取り戻し、地域の活性化につなげたいと願う人々が「吉野川やな漁保存会」を結成し、多くの方々の努力、協力があつて継続されてきたものであり、地域の子供たちも慣れ親しんできたことは、多くの方が御存じで、他所からも多くの方が毎年お越しいただいております。この「吉野川やな漁」におきましても、立派な観光資源と位置付けられると考えます。他にも古くからの鮎釣り、最近ではルーアー・フライ等も「訪れてみたくなる」観光資源に育っていくものと考えます。古くからこの五條市を流れる吉野川、我々にとってはいつも見慣れた風景かもしれませんが、他所の方にとっては絶景であるとも言えるのではないでしようか。この吉野川自体、自然が育んだ観光資源であり、県が作成されました南部振興基本計画の取組にある「魅力を発見する、創る」(観光資源となる地域資源の発見と創出)につながるのではないでしようか。

そこでお尋ねしたいのですが、今後この吉野川を活用された「観光資源の創出」と思われるような施策は何かお考えでしようか。

○議長(窪 佳秀) 辻産業環境部長。

○産業環境部長(辻 信彦) 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

吉野川周辺の利活用につきましては、五條市を代表するシンボルの一つとして市民の方々に親しまれており、普段は憩いの場として、毎日ウォーキングなどを楽しまれる方々の姿を多く見かけます。

また、冒頭お話しにありましたように、春の風物詩となりました鯉のぼりの掲揚を、関係各位の皆様の御協力により、今年も行っていただくことができ、恒例となりました川開きフェスタには多数のお客様にお越しいただきました。

そして、夏には五條市を代表する一大イベントである吉野川祭り納涼花火大会を開催しております。

また秋には、恒例のあかねライブに加え、昨年はなんゅう祭や全国豊かな海づくり大会が開催されましたことも記憶に新しいところであります。

そして、冬には五條市漁業協同組合が吉野川ルーアー・フライ管理釣り場を初めて実施するなど、多くの来場者をお迎えすることのできるイ

ベント会場としても年間を通じて大いに利活用がなされているところでもあります。

昨年度は吉野川河川敷を会場とするイベントが集中した感がありましたので、今年度は市内全域を幅広く見据え、分散した会場設定及びイベントの開催を計画しておりますが、今後は吉野川に親しんでもらう、また愛着をもってもらえることのできる行事、イベントを再度企画してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） せっかく五條に古くからある最も大きな観光資源であるのかなと思います。その吉野川河川敷、流域を使って今後も官民一体となって様々な取組により、地域資源の発見と創出につなげていただけますようお願いしまして、次に移ります。

続きまして、五條市新町通りについてでございますが、南部振興基本計画の今後の施策展開に「五條新町地区は『重要伝統的建造物群保存地区』に選定されており、江戸時代の情緒ある町並みの特徴のエリアです。地区内では、空き家を活用した宿泊施設やレストランの整備など景観に配慮しつつ、宿泊者などのニーズに 대응しています。」とあります。その施設と各施設の運営形態をお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

御承知のとおり新町通りには、江戸、明治、大正、戦前までの民家が多く残されており、全国でも極めてまれな地域であり、その伝統的建造物の保存は、地域の活性化の拠点として位置付けられるものです。

平成五年から地域の人たちの手で始まった「かげろう座」や平成十年からの「街なみ環境整備事業」を経て、平成二十二年十二月二十四日には晴れて全国八十八番目の「国の重要伝統的建造物群保存地区」に選定をされました。

御質問の施設につきましては、保存事業施行以来の公共施設としては、市直営の五條新町の歴史と文化を伝承するための、「まちなみ伝承館」、指定管理で行っている「まちや館」と宿泊施設の「やなせ屋」、NPO法人大和社中が運営している「岡橋邸の（標）」、個人で運営しております「ジオラマ工房YN」や雑貨屋の「モンシユシユ」も開かれっております。

また、食事処としては創作料理を売り物としている「源兵衛」、フランス料理の「ラミ・ダンファンス・アラメゾン」がございます。さらには本年五月一日にオープンした「大野屋」もあります。それぞれの施設の特徴を生かし来訪者のニーズに 대응しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今答弁いただいた様々な施設やお店が少しずつ増え、来訪者のニーズに応え、おもてなしのできる環境が少しずつでありますが、整備されておると思われます。

そんな中で、今答弁の中にもありましたゴールデンウィーク中に開業されました「起業家支援施設大野屋」についてお尋ねします。この大野屋の事業を始めるに当たって、土地、旧辰巳邸の買上費用・重要文化財建造物等公開活用事業費・起業家支援事業費等々、この事業に掛かった総額をお答えいただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

大野屋については、現在名称は変更されていますが、平成二十三年度に旧辰巳邸を買い上げ、休憩所やイベント開催をする空間の整備を行う重要文化財建造物等公開活用事業の着手を行いました。

土地の買い上げ費用は八百万八千円となっております。また外部改修工事としては、一千五百万円、内部改修工事は一千万円となっております。また起業家支援事業としては、一千八十四万五千円となり総額四千三百八十五万三千元となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） この事業に関して、今答弁いただいたように四千三百円、四千四百万円近い事業費、総額が掛かっているということですね。次に、当初計画の資料を開示請求させていただいて、確認させていただいたところ、施設の管理運営は市が直接運営するか指定管理者制度を導入する予定でありと、資料の中にあつたのです。

現状と今後の運営方針をお聞かせください。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

起業家支援施設大野屋は、個人、グループまたは法人による創業及び企業の新たな分野への進出等を支援し、地域活力の創造を図る目的の

施設になります。

去る五月一日にオープンし、五月末までの状況として、カフェスペースを五月から九月の間、現在営業をしている出店者が運営を行い、レストランブースは五、六月の二箇月を三店舗が週替わりに近い形で運営を行っております。

五月の利用人数につきましては、カフェスペース四百四十六人、レストランブース三百十人でありました。また、展示スペースの利用が一週間あり、来場者は、四百五十人でした。

今後の運営方針といたしまして、冒頭にも述べましたとおり「個人、グループまたは法人による創業及び企業の新たな分野への進出等を支援し、地域活力の創造を図ること」を目的としておりますので、この出店者の方々が五條市で新たに店舗を構えていただけの一助になることまた、市外・県外からの出店者による定住・移住の促進につながれば五條市の活性化になることを考えておりますが、今後の状況を踏まえながら、市の直営や指定管理者制度を導入することについては課題の一つとして検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今おっしゃるように、五條市の活性化につながるような運営ができることを期待したいと思っております。

次に、旧辰巳邸買上げの土地売買に関する契約書、これも資料請求をいただいた中にあつたのですが、土地の買上げの目的としまして、「社会教育施設整備工事のために必要な土地について、次のとおり土地売買に関する契約を締結する。」とありました。そもそも社会教育施設とは、どのようなものを指すのか。「社会教育施設とは家庭や学校の外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまで、全ての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供されることができる生涯学習のための施設」と定義付けられ、社会教育法では、「社会教育のための施設として、図書館、博物館、科学館なども含めて、公民館、社会教育センター、市民会館、市民ホール、公文書館」が挙げられています。また社会教育法には、明記されていないものの、「プール、スポーツ公園、青少年宿泊訓練施設なども社会教育施設と考えられる。」とされております。起業家支援施設とは全くその目的が異なっていると思われれます。

この事業は先ほどの答弁にもあつたように、これまでに多額の費用が注がれております。どうぞその費用が無駄にならないような運営をお願いいたします。また県からのアドバイスがあつたとはいえ、当初計画から少し違ったものになつたのではと思われれます。

今後において、何事も計画性を持って取り組んでいただくことにより費用の削減にもつながると思われれますので、しっかりとした計画を持

って取り組んでいただけますようお願いします。

そして今後も、いろんな施設を行政が中心となって市民の皆様、並びに一人でも多くの地域住民の方々に御理解、御協力をいただけるような取組で、観光資源の創出につなげていただきたいと思います。次に移ります。

次の、新町地区の通行規制というか、制限速度を設ける「ゾーン三〇」の取組についてお尋ねします。

皆さん御存じのとおり、新町通りには徐々にではございますが、観光客が増え、そのほとんどの方が通りを歩いて散策されております。また地域にお住まいの住民の方々も高齢化が進んでおります。そんな中、野原方面から二見方面への通行車両も時間帯によっては少なくなく、またあの狭い通りを、かなりのスピードを出して通り抜けられます。観光客のみならず、地域の住民の皆様の交通安全という観点からも、是非導入に向け取り組んでいただきたいのですが、エリア内及びその周辺にお住まいの方々の御理解が必要であると思われれます。その趣旨及び住民説明を含めた今後の予定、また進捗予定をお尋ねします。

簡単、明瞭にお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 田中市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野雅一議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市中心市街地は、昔ながらの町並みを残す細街路が多く存在する一方、自動車、二輪車、自転車、歩行者が交錯するなど、歩行者や自転車利用者の安全が課題となっております。

そこで、歩行者や自転車利用者の安全対策のため、自動車及び二輪車の速度規制を行うゾーン三〇を設定するものであります。

ゾーン三〇では区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路に三〇キロの速度規制が適用され、効果といたしましては、ゾーン内における走行速度の抑制、通過交通の抑制及び排除が見込まれます。

今回の対象区域といたしましては、市道川端線を除く、国道二四号、国道一六八号、市道新町線を囲む区域をゾーンとするものであります。

現在の進捗状況といたしましては、本年四月に関係自治連合会長に御参集いただき、趣旨を説明し御理解を得たところでございます。

そして、これからの予定といたしましては、関係各所と調整を進め、本年度中を目途にゾーン三〇の設定をしたいと考えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） いろんな事業を計画して成し得るには、多くの方々の御理解が必要であると考えます。

今答弁いただいた内容を、自治連合会等の方には御報告していただいたということですが、周辺住民の方々にもしつかり周知できるような態勢を整えて、今後のこの事業に対して、御理解をいただける取組をお願いしまして、次に移ります。

次、同じ新町の道路整備についてでございます。省いて短く言わせてもらいます。重伝建のエリア内道路の整備ですが、地域の住民のためだけでなく観光に訪れる方を「おもてなす」という観点から、今の現状を見るとかなり劣化が目立ち、人様をお迎えするという姿勢からは程遠い劣悪な状況であります。

そこでお尋ねしたいのですが、今後の道路整備の計画について答弁、短くお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野雅一議員の御質問にお答え申し上げます。

本道路、市道新町線は、古い街並との調和のため自然色舗装を採用しております。

現在の状況といたしましては、議員御指摘のとおり舗装面が自動車の摩擦及び経年劣化等により痛みが著しい部分が多く見受けられます。舗装自体が特殊なものを使っている中で部分補修が難しく、順次、舗装、改修を進めてまいります。

また、今後、舗装の材質に関しても地域の実情に応じ検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） あの地区をこういふふうな事業が始まってカラー舗装していただけたけれども、当初は「ああ、きれいな道やな」と思っていたのですけれども、これが日を追うごとに普通のアスファルトより弱いですね、あれ。ぱらぱら、ぱらぱら砂利が転がる。また自転車で通行している子らには、砂利道は滑りますよね。そういう箇所も出てくる。そして今言う劣化して割れてくるところもあちこちである。歩いている人かつて、年配者の人も含めて、散策に来られる方も先ほども言うたように、歩行されています。どっちかと言うたら年配の方の観光客が多い、そんなところでもつまづかれたりすることがある。かといって、常に平らな状態で維持しようと思っただけじゃあつまづかなくていいんじゃない。あれだけの距離をしよっちゅう塗り替えていたら、お金何ぼあっても足らんでしょうという観点からも、今部長、おっしゃっていただいたように今後の道路補修に関して、当時のいきさつもあったかと思うのですけれども、材質に関しても長いスパンを見越して、あ

そこを観光集中の場所という観点からも材質に関してもちよつと御検討いただけたら有り難いかなと思います。

そして、次に移ります。

無電柱化アンケート結果についてでございます。

昨年の三月議会においてお尋ねをさせていただき、その後実施していただいたであろうアンケート結果についてお答え願えますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

無電柱化アンケート結果について御説明申し上げます。

無電柱化の実施に向けたアンケートにつきましては、まず、新町通りの国道一六八号側から、西川までのブロックについて、昨年十月より実施してまいりました。新町通りを活性化するために必要な施策についてのアンケートでは、空き家の利活用が三一パーセント、良好な景観の確保二一パーセント、無電柱化による魅力ある歩行空間の創出一七パーセントの順となりました。

また、無電柱化される区間が新町通りの一部分であることに対して、許容できる六九パーセント、どちらともいえない二三パーセント、許容できないが八パーセント、また、吉野川周辺の眺めが変化することについて、許容できる五四パーセント、許容できない三一パーセント、どちらともいえない一五パーセントとなっております。

以上の調査結果から、総論としては、ある程度、前向きな回答をいただいておりますが、アンケートの結果、無電柱化について、慎重な回答もいただいております。無電柱化を実施するには、地域の皆様の合意や電気事業者等との連携がなければ実施できませんので、今後、区間ごとでの事業も視野に入れ、地域におきましても、無電柱化への意識の高揚を図っていただきながら、市といたしましては、関係機関と検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） この件に関しては昨年三月に、市長からこのような答弁をいただいております。当時の会議録から抜粋して一部読み上げさせていただきますね。「私が九月議会に答弁しているとおり、五條新町地区町なみ保存会やまた地元自治会など、より密接に対応して実施してまいりたいと考えております。」と、このように市長から答弁いただいております。重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けられた当時、

その選定を受けるようにいろんな人が尽力していただいたと思うのですけれども、その暁には、行政も無電柱化に向け取り組んでいただけると信じ、待ち続けておられる方も当時御尽力いただいた保存会の中にも少なからずおられます。五條市の歴史・文化を通じまちの発展に取り組んでいただいている方々の思いもくんで、この事業に対し前向きに取り組んでいただけるようお願いしまして、次に移ります。

次、六番目観光周遊ルート確立についてでございますが、市内の観光資源と思われるような形をどのような形で内外に発信しておられますか。また、観光スポットは広い範囲にわたり点在しておりますが、五條市一円を周遊するような案内及びルートの確立について現状と今後の取組に関してお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀） 辻環境産業部長。

○環境産業部長（辻 信彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

御指摘のように、五條市には寺社仏閣を始めとする歴史や自然に彩られた様々な観光資源が広範囲にわたり点在しております。

そのため、五條市観光協会ではテーマを設け、点在する観光スポットをピックアップし、線としてつなげることで幾つかの観光コースを提案し、協会ホームページや駅前の案内看板で紹介しております。

現在、紹介していただいているコースは短時間で気軽に散策ができるような新町通りを始めとする五新鉄道跡、長屋門、櫻井寺といった市街地の観光スポットを中心に、テーマごとにストーリー性が感じられるような提案を行っていただいております。

また、乗用車や観光バスでお越しの方々からは行動範囲を広げられることもあって、さらに他の観光スポットを尋ねられることもありますので、その際には、北宇智の藤岡家住宅、北山町の五條文化博物館、西吉野賀名生の皇居跡といったところもお客様のニーズに合わせてルート編成の御案内を行っております。

また、五條市の顔と言わなければならない四月になれば、黄色いヤマブキに彩られ、この時期に合わせて春の特別開帳が行われる本堂の薬師如来や国宝八角堂内部が公開されます。また、ボタンで有名な花のお寺として金剛寺も四月下旬からボタン園が開園するなど花を巡る観光案内もしております。

また、十津川方面を目指す方々には、天誅組の足跡をたどりつつ、夢乃湯での入泉や大塔ロジジ星のくにでの宿泊も踏まえた案内をさせていただきます。

今後は、五條市に点在する観光スポットを少しでも多く効率的に巡っていただくことで、五條市で一日を掛けて満喫していただけるような

観光周遊ルートの確立に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁の中にもありました、特に榮山寺、これは五條市のシンボルマークであるゴーちゃん頭の部分、これは榮山寺の八角堂をモチーフにしてゴーちゃんがデザインされていると思います。また私たちも子供の頃、自分の記憶の中では古い写真見たら幼稚園の遠足、榮山寺の八角堂の前で大勢の友達とお弁当を食べている写真もあります。そんな形で、五條市の榮山寺の八角堂というのは、国宝にも指定されております。それを今の榮山寺の状況を見て皆さんどう思われるか。自分とところにある宝をあのような状況で放置されているというのは、今の県がいう南部振興基本計画からはどういかけ離れた状況にあるのではないかなと思います。

以前の三月の委員会でもこの榮山寺のこともお話させていただいてあると思いますので、今後その榮山寺に関しては何がしかの形で取り組んで、観光資源の一つとして復活させていただけるような取組をお願いしたいと思います。

南部振興基本計画の取組にある「魅力を発見する、創る」に基づき、来訪者を十分に「おもてなし」のできる態勢を構築し、五條市の魅力を発信していただけますようお願いしまして、次に移ります。

続きまして三つ目、まちづくり構想についてでございます。

そのうちの二つ目、幻の「五新鉄道」跡、これは新町のところですけれども、その利活用。

明治時代の末頃、五條市から十津川村を経由し、和歌山県新宮市までを結ぶ五新鉄道の計画が持ち上がり、このルートの沿線は吉野杉を始めとした木材の産地で、それらを鉄道を使って輸送する予定だった。工事は昭和十二年に開始され、吉野川を横断する橋の橋脚部分や、生子トンネルの貫通にまで至ったが、太平洋戦争が始まり、物資不足等の理由でやむなく工事は中断されました。戦後、工事は再開され、昭和三十四年には五條と当時の西吉野村城戸までの路盤工事が完了。五條・城戸間では軌道の設置を残すのみとなったが、経済や社会情勢等の変化により、五新鉄道は実現することなく、完全な中止が決定されました。

また、五新鉄道を題材にした河瀬直美監督、映画「萌の朱雀」が、カンヌ映画祭、カメラドールを受賞し、これにより鉄道ファン以外にも、広く五新鉄道の名前が知られるようになりました。

物資不足だった戦時中の工事中断直前は、貴重な鉄を節約し、竹による骨組みを用いて工事を進めていたのではないかと考えられ、貴重な

歴史的建造物であり、南部振興基本計画にある魅力的な地域資源であると考えます。

そこでお尋ねしたいのですが、この貴重な地域資源に対する市としての今後の取組について、どのようにお考えか答弁願います。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

幻の五新鉄道跡（新町）の活用についてであります。まちづくり構想において、高架橋の上を周遊ルートとして、活用できないか検討してまいりましたが、国道二四号歩道整備事業の際に寸断されたまま、復元することができず、今の状況に至っているところであります。この貴重な歴史的建造物を観光資源として、活用することが必要であると考えているところであります。

橋りょう等の専門家や関係機関と協議しながら、安全性を確保することはもちろんのこと、住民の皆様の理解を得ながら、歴史に触れ合うための仕掛け造りを検討してまいりたいとそうのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）であります。今の答弁から察するところ、この建造物に関してある程度の価値を見出しているという見解でよろしいですね。

歴史的建造物であり、魅力的でかつ貴重な地域資源を、今おっしゃっていただいた地域住民の人、また関係各位、各団体の皆様とも協議の上、有意義な保存の取組をお願いします。

次に移ります。

幻の「五新鉄道」跡、次は野原側の活用。

所信表明にもあり、三月に一般質問させていただきました五新鉄道跡地を活用した吉野川及び新町周辺の周遊観光の拠点施設建設に向け、野原側堤防から新町への周遊促進につなげ、水辺や町並みをゆつくり楽しんでもらうために、遊歩道付きの道路整備事業も今議会で「議第四十三号 市道路線の変更について」ということで上程され、粛々と進捗されているものと思われませんが、三月にもお尋ねしました堤防へのルート確保はもうできたのでしょうか。

地域住民の皆様に、この事業に対する理解を求める説明会等は、もうお済みになられたか。これは三月議会にも私はすべきではないかとい

うことは提言させていただいておったと思うのです。それに対して答弁願えますか。

○議長（窪 佳秀） 田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

野原側の五新鉄道跡の利活用について御説明申し上げます。

野原側の五新鉄道跡地の利活用であります。五條市まちづくり推進協議会において提案されました水辺の拠点づくりを実現するために、平成二十六年から事業化しております。

吉野川や新町周辺の周遊観光の拠点施設建設や野原側堤防から新町への周遊の促進につなげ、また、吉野川の水辺や風景を楽しんでいただくために、遊歩道付き道路を五新鉄道跡に計画しております。

今後は、隣接地権者様の御理解を得た後に、地元住民への説明会を開催し、関係者の協力を得ながら、行ってまいりたいと考えております。また、吉野川へつなぐルートにつきましては、旭町の道路との交差点から堤防へまっすぐ上がる方法も含め、現地の再調査を指示したところです。地元調整を図りながら、堤防へのルートを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 細かいこの事業に関する詳細は、今日時間の加減もありますので、また違った場所でお尋ねさせていただきたいと思っております。先ほども申し上げたとおり、いろんな事業を進めるに当たって、いろんな方々の理解、協力が得られなければ事業というのはなかなか進まないと思います。特に今回は隣接する地権者の方にもまだこの事業の報告、説明にもあがっていないということであつたと思います。やはりそういう方々の理解、協力がなければ事業の進捗に支障を来すのではないかと心配もいたします。

この事業は国の補助事業であつたはずですので、関係機関に御迷惑の掛からない対応をお願いしまして、次に移ります。

学校適正化の進捗について。

現在、五條市教育委員会では、児童・生徒数が減少する中、子供たちがより良い教育を受けるために最良の方法を調査・検討するため、「学校適正化検討委員会」を立ち上げていただき、その中で教育内容、学校規模、配置、通学区域等について議論を行っているとお聞きしております。

先日、私もその一環として開催された五條市教育フォーラムに参加をさせていただき、子供たちの意見発表や様々な方面で御活躍のシンポジストの方々のお話を興味深く最後まで聞かせていただきました。

ある小学六年生の児童の意見発表の中に「挨拶のできる大人になりたい。」というお話が出ました。これこそが教育の原点なのではと感心した次第です。また、様々な御意見の中、あるシンポジストの方のお話に「教育に関しては素人ではあるが、適正化問題で最優先すべきは、教育を受ける子供たちである。」という趣旨のコメントをされた方もおられました。それには共鳴し思わず拍手しそうになりました。また、当日このフォーラムには市内のたくさんの学校の先生方も参加されており、熱心に取り組んでいただいていることを改めて感じた次第です。そこでお尋ねいたします。学校の適正化について、現在の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（窪 佳秀）近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳）失礼します。

三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

我が国では近年、少子化が急速に進み、小・中学校における児童・生徒数の減少とともに各地で小・中学校の小規模化が進んでおります。本市においても、平成十五年度には三千二百七十九名いた児童・生徒数が、平成二十五年度には二千三百三十四名と約三〇パーセント減少しております。このまま推移すると七年後にはさらに約二五パーセント減少すると予想されます。

しかし、学校数や学級数の規模等についてはほとんど変化しておらず、教育内容や教育の手法においても児童・生徒にとって「好ましい教育環境」を整えることは今後の教育の大きな課題となっております。

そのような課題について検討するため、教育委員会では、平成二十五年三月に「五條市教育振興基本計画『夢・志』教育プラン」を策定し、それにのっとり、同年七月に大学教授を始めとする学識経験者らによる「五條市小・中学校の今後の在り方に関する懇話会」を設置いたしました。さらに平成二十六年五月には、保護者、市議会、自治会、学校関係者の代表の方々を加え、新たに五條市学校適正化検討委員会を設置し、三回の委員会と各四回の部会を重ね、加えて先進地視察と保護者を対象としたアンケート調査を行うなど、熱心に審議をいただきました。

そして本年二月十九日には、一つ、クラス替えのできる学級数が望ましいこと。二つ目として、五條市への誇り、社会性・道徳性、五條に合った教育内容及び教育方法をより活かした取組が望ましいこと。三つ目として、幼・保・小・中など長期間の教育を見通したカリキュラムを持つ教育活動が望ましいこと。そして最後の四つ目として、学童保育や地域の子育ての相談も加味した地域連携の教育体制の整備構築が望

ましいことということで、四点の中間答申としてまとめていただきました。

教育委員会では、この中間答申を受けて、本年度はさらに審議を深め、学校の適正化に向けた具体案を最終答申としてまとめていただくこととしております。

このような中、本年一月、文部科学省は約六十年ぶりに「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引『少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて』」を策定し、公立小・中学校の設置者である市町村に、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な観点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討、実施していくことを求めてきております。

このことから、教育委員会といたしましては、子供たちにとってより好ましい教育環境の実現に向けて学校の適正化を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）先日のフォーラムといい、今の答弁といい、私もこのまちに育てていただいた者として、安心でき頼もしく思えるような取組に感銘する次第です。そして今後、数年先、適正化事業が実施されるころにはさらなる少子化が進むことが予想されます。迅速にかつ慎重に取り組んでいただけるようお願いいたします。

教育長におかれましては、教育を通じたまちづくりを目指すとは常々お聞かせいただいておりますが、今、教育部長から適正化の進捗状況についてお聞かせをいただいたわけですが、適正化を進めることにより、どのようにまちづくりへつなげていただけるのかお聞かせいただけますか。

○議長（窪 佳秀）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今、部長の方から答弁させていただきましたように、三年間の経過を経て適正化を進めているわけでありませうけれども、児童・生徒にとってより良い環境を整えるということは、私たち行政の、特に教育行政の大きな使命だというように捉えているところであります。

併せて学校は地域の拠点施設であるとともに、災害時等における避難場所でもあります。地域にとって重要な施設だと認識をしています。

特に小学校は、長い歴史の中で地域コミュニティの拠点として存在し、地域のまちづくりの中心として大切にされてきました。このことか

ら、今進めている適正化に当たっては、検討委員会からの提言を始め、より多くの人たちの意見を十分捉えなければならぬと考えているところです。

また、保護者及び地域の方々には、その必要性を丁寧に説明して、十分に理解を得るよう努めてまいりたいと考えています。児童・生徒数の減少の中で適正化を進める場合、現在の学校数を縮小することは避けられないとも考えております。その際は、都市計画マスタープラン等のまちづくりの各種施策との整合性も考慮しながら、地域のニーズ等を踏まえ、教育財産としての性格も認識して有効な活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

児童・生徒数が減少するから適正化を進めるというのではなく、将来の子供たちにとって、より有効な教育の体制を整えることが重要であるという観点に立つて進めてまいりたいというように思います。

教育委員会といたしましては、現在進めている学校の適正化が五條市のまちづくりに密接に関係することであり、本市の子供たちにとって一番良い教育の体制が整えられることを強く認識して、進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）ありがとうございます。教育者としてだけでなく、人として尊敬できるお考えをお持ちの教育長の答弁をいただき、ますます適正化に関しては安心するところでございます。そのお考えを五條市全体のまちの発展にも役立てていただけますことをお願いしまして、次の質問に移ります。

四つ目、災害に強いまちづくりについてでございます。

所信表明において、災害に強いまちづくりにまい進してきたとありました。その結果、現在防災ガイドマップにおいて指定されている避難所の数や設備についてお尋ねいたします。

○議長（窪 佳秀）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市指定避難所は五條市民会館など五十三箇所であります。そのうち災害に対応する設備を備えた避難所としましては、発電設備関係では大型自家発電設備及び太陽光発電設備を備えているのは五條小学校一箇所です。太陽光発電設備等蓄電池を備えているのは五條

西中学校であります。

そのほか、五條小学校と五條西中学校は災害時における緊急給水システムを備えているところであります。

また、避難所内に毛布・パーテーション・ポータブルトイレ等の資機材を整備しておりますのは、五條小学校・阿田峯体育館・ふれあい交流館の三箇所であります。

その他の避難所の場合、同一敷地内、もしくは近傍に防災倉庫を設置しておるのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁ですと、避難所の場所、場所によっていろいろ装備にばらつきがあると思われれます。避難所と指定される限りはあらゆる災害を想定した危機管理の視点が必要であると思われれます。

特にいつも市長がおっしゃる「近い将来、かなり高い確率で起こるであろう南海トラフ地震」のような大きな災害を見据えたとき、一時的な避難ではなく長期の避難生活を強いられることも十分に想定されると思われれます。

その対策として、今後、どのように取り組んでいこうとされるのか、方向性をお伺いします。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今後の取組といたしましては、災害時における市民の皆様の居住空間として機能する避難所のスペースを損なうことなく防災資機材を順次整備していきたいと考えております。

方向性としてしましては、各地区にコンテナ型の防災倉庫を設置いたしまして、その中に小型発電機やポータブルトイレ・毛布・救助用担架・食料などを基準配置と考えております。

現在、市内二十三箇所に防災倉庫の整備を完了したところであります。今後も毎年、計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁で、指定された五十三箇所の避難所においては、やはり最低限、今答弁されたような資機材等を基準配置すべきであると考えます。避難所の規模にもよると思われますが、品目・数量等を十分に検討し、しっかりと計画を立て計画性を持って整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

五條小学校には自家発電装置と太陽光発電ですか、それと五條西中学校には太陽光発電等が整備されておるとの答弁あったと思うのですが、れども、ちなみにお尋ねしますが、今建設中の総合体育館には、どのような規模の装備が計画されておりますか。

担当課でも危機管理課でも、どちらでも結構です。答弁願えますか。

○議長（窪 佳秀）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）現在建設中の総合体育館が完成いたしますと、災害対策基本法に基づきまして、指定緊急避難場所であるとか、指定避難所に指定をするという予定でございます。

現課のいただいた情報によりまして、収容人員につきましては、一時的避難所としての収容人員につきましては、アリーナ面積から千人程度を見込んでいます。また防災倉庫につきましても、施設内のスペースでは限度があると思われまますので、新たな屋外に設置するなど、いずれかの方法での設置する必要があると考えられます。防災の拠点としても関係資機材の整備については規模が千人程度という大きな規模でございますので、十分な研究が必要かと考えます。

また、現課の情報では、当該総合体育館におきましては、自家用発電機の設置の計画はないということですので、この対策についても研究が必要かなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）危機管理監、申し訳ないですけれども、今私の質問聞いてくれましたか。私はどんな計画をされておるかということを知りたいです。そういうことに取り組まなかなかなというような感想を聞いているのと違うんです。今現在ある計画を教えてください。……まあまあいいですわ。

この体育館におきましては、災害時、今の答弁にもあったように、千人規模の避難者の受け入れが可能であると、また市長の所信表明で

も「五條市のスポーツと防災の拠点となる」とおっしゃっておられます。

災害時においては、このような大きな規模の避難所であり、かつ防災の拠点にも成り得る施設ですので、今後、建設工事の進捗と平行して、しゅん工時には市民の皆様が安心していただける防災設備を完備していただくことを切にお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。五番目の賃借料の公正化についてでございます。

去る三月定例会において、不均衡かつ不平等な予算計上があるとして、平成二十七年五條市一般会計予算議定に対して附帯決議がなされました。予算委員会において、公益のため直接専用する固定資産に係る土地の借上料において、契約者との協議により固定資産税の賦課について課税と減免に分かれているなど、整理すべき課題があったことから、理事者より「専門知識を有する人の意見を参考にして、次回の議会までに一定の方向性を見出し、改善すべく鋭意取り組み、契約者に対する公平性を担保してまいりたい。」との答弁がありました。本定例会に上程される平成二十七年五條市一般会計補正予算の歳入歳出、いずれにも計上された形跡はなく「次回の議会までに」という答弁にいささか疑問を感じるものであります。その後の経緯・経過など取組について説明願います。

○議長（窪 佳秀） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

先の平成二十七年三月定例会におきまして付されました「平成二十七年五條市一般会計予算議定に対する附帯決議」が可決されたところであります。

本件につきましては、私が四月一日着任以降、改めまして関係課よりその状況を聴取し、関係法令等も含めまして、先にお示ししました基本方針に沿って早期に取り組みべく検討してまいりました。

地権者の方々に對しまして、契約内容の変更を協議するに当たりましては、固定資産税の賦課と土地の借上料は、地権者の収益に影響してまいりますことから、協議を円滑に進めるためには、当初の契約時点における借上げ条件の経緯などを充分把握した上で行う必要があることから、時間を要しているところでございます。

まず、固定資産税についてでございますが、借上げをしております土地のうち六箇所が非課税または減免となっております。

平成二十七年五條市法令どおりの課税を行うこととしておりますが、非課税または減免してきた経緯など不明な点を十分調査する必要があることや、四月当初に課税する納税義務者は、一万三千九百九十六件ございまして、これに含めて処理をした場合に、地権者の了解を得ずし

て送付してしまうおそれ等もあることから、円滑な変更協議をするために別途処理することとさせていただきます。

土地の借上料につきましては、御案内のとおり、賃貸借は賃料を払ってものを借りるものであることから、適切な賃料を算定する必要があります。

国土交通省が定めます不動産鑑定評価基準におきましても、適当と思われる賃料の算定方法が複数示されておりますけれども、私ども地方公共団体におきましては、できるだけ低廉な価格で借入れることが求められていることから、他の市町村におきましても、基準とする、あるいは限度とする価格を公示価格であったり相続税課税標準額であったり固定資産税評価額であったりなど、ばらつきがあるところがございます。

借上料につきましても、円滑な変更協議を行うため、当初の契約時における経緯等など十分調査する必要がありますが、借上げ土地には、古いもので昭和三十二年から借上げているものもございます。文書の保存年限等から記録が残されていないものもあるのが現状でございます。

さらに、先にお示しいたしました土地借上げに関する基準におきまして、市の行政財産使用料条例に沿って、土地借上料の標準的基準を前年度相続税課税標準額の三パーセントとしたところでございます。賃貸借等を継続するために必要な経費である固定資産税等がこれに含まれると解するか否かといった検討にも時間を要しているところでございます。

公平性の確保に向けて、検討に時間を要しているところでございます。今後、さらに地権者の理解を得ながら課題の解決に向けまして、鋭意取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今理事から答弁いただきましたけれども、この四月に県からお越しいただいた理事には三月までにあったことは、何のことは分からへん。そんなことを自分がけつを拭かなくてはならないのは大変なことだと思います。でも、五條市の理事として来ていただいた限りはこういう問題が五條市にあるということと十分今認識していただいたと思いますので、今後今言うていただいたように、解決に向けて努力していただけるようお願いいたします。

今いただいた答弁に基づいて、六番目の質問に入らせていただきます。

議会の決議・答弁について。答弁の信ぴょう性についてでございます。

平成二十六年三月議会において議会運営委員会委員長より、「一般質問に対する信ぴょう性を求める決議（案）」が発議され、決議案のとおり可決されるということがございました。

内容は、議員の一般質問に対してされた答弁と全く異なる事務執行がなされていることが判明し、市当局に対し猛省を促すというものでございました。

あれからわずか一年、議員からの指摘に対して理事者側からの答弁がそのとおりなされていないという疑問を感じた次第です。行政運営に対する監視機能を有した議員の質問や指摘に対し、された答弁が守られないということは、あつてはならないことであるということ、言うまでもありません。

そこで、対議会の調整を担当している公室長にお尋ねしますが、このような事態をどのようにお考えか、答弁願えますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

市民の皆様への付託を受けまして当選された議員各位からの御指摘、御質問については、常に誠心誠意お答えをしているところでございます。事務事業の遂行にしましては、十分注意を払って進めておるところでございますが、今回、そのような答弁の信ぴょう性ということで、質問が出されたことにつきましては、非常に重く受け止めておるところでございます。

何らかの要因で、答弁の内容変更を余儀なくされるというようなことが起きた場合は、状況を説明するなどの対応を考えていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 対応を考えていきたいじゃなくて、すべきであると、去年の三月に言うているわけですから、これからするのではなくて、せなあかんことをすべきだと私は思います。

今の答弁にしましては公室長のみならず、ほかの理事者各位におかれましても真に同じような認識をもっていただけますようお願い申し上げます。

続いて、議会の決議に対しても、今答弁されたことと同じようなことが言えるのではないかと思われま

所信表明にもあった「行政と議会がそれぞれの責任を果たす中で、共に力を合わせ、明るく住みよいまちづくりに取り組んでまいりたい」という言葉のとおり、そうあるべきと考えます。市長のおっしゃる理事者と議会が二輪車のごとく、各々の意見を出し、議論を経て正しい方向性を見出し互いに尊重し合い、互いの信頼関係を構築し、市政に取り組むことがまちの未来に向け、明るい展望が見えてくるのではないのでしょうか。

新たな任期四年が始まったばかりです。市政のリーダーとして、議会をそのような方向に導いていただけるよう期待し、お願い申し上げます。して、三番牧野雅一の一一般質問を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）以上で、三番牧野雅一議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日五日、午前十時に再開し一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後四時四分延会

